

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第1章 生活環境施設の整備

##### 第1節 廃棄物処理対策

#### 1 廃棄物処理の状況

従来,市町村が中心となつて行なつてきた清掃事業は,主として,し尿,ごみ等,人の日常生活に伴つて生ずる「一般廃棄物」を対象としてきた。

しかしながら,近年における人口の都市集中と産業活動の進展は,廃棄物の質の多様化と量の加速度的な増加をもたらしており,特に事業活動に伴つて生じる「産業廃棄物」については,その適正な処理処分が不可欠になつてきた。

また,一般廃棄物についても,質量両面の変化に対応して,処理体系をさらに整備する必要に迫られている。

これらの廃棄物の処理の現状は,つぎのとおりである。

##### (1) 一般廃棄物

し尿の処理および便所の水洗化の動向は,第2-1-1表に示すとおりである。くみ取りし尿の計画収集量は,水洗化人口の伸びにもかかわらず,処理区域の拡大に伴つて増加を続けている。

#### 第2-1-1表 し尿処理の状況

第2-1-1表 し尿処理の状況

		40年度	41	42	43	44					
処理区域人口		千人 64,231	千人 67,855	千人 71,292	千人 76,080	千人 80,592					
(対総人口比率)		(65.4%)	(68.5%)	(71.5%)	(75.0%)	(78.5%)					
水洗化人口	公共下水道	6,015	6,631	6,913	7,980	9,273					
	し尿浄化槽	6,301	7,820	8,798	9,996	10,324					
	計	12,316	14,451	15,711	17,976	19,597					
非水洗化人口		51,915	53,404	55,581	58,104	60,995					
くみ取りし尿総量		kl/日 70,949	% 100	kl/日 74,795	% 100	kl/日 78,370	% 100	kl/日 83,963	% 100	kl/日 88,442	% 100
計画収集量	下水道マンホール投入	5,503	7.8	5,639	7.5	5,666	7.2	5,529	6.6	5,513	6.2
	し尿処理施設	28,045	39.5	35,805	47.9	40,324	51.5	47,604	56.7	53,557	60.6
	農村還元等	13,466	19.0	9,810	13.1	8,698	11.1	7,747	9.2	6,923	7.8
	海洋投棄	14,179	19.9	14,250	19.1	13,923	17.8	14,167	16.9	13,410	15.2
	計	61,193	86.2	65,504	87.6	66,611	87.6	75,047	89.4	79,403	89.8
自家処分量		9,756	13.8	9,291	12.4	9,759	12.4	8,916	10.6	9,039	10.2

厚生省環境衛生局調べ

一般に、し尿の処理方法のうちで、水洗化による処理と、くみ取りし尿処理施設または下水道終末処理場に運んで処理する方法とをあわせて衛生的処理とよんでいる。くみ取りし尿についての衛生的処理率は、昭和40年当時の47%に比較すればかなり改善されたとはいえ、昭和44年度においてもまだ70%に達していない状況である。急速な人口の集中に対応しきれない都市地域

においては、やむをえず海洋投棄等の不衛生処理が続けられているが、その比率は低下の傾向にある。

水洗化人口も年々増加しており、特に浄化槽によるものの伸びが顕著である。水洗便所は公共下水道に導いて処理する方法が最善であるので、小規模浄化槽の増加に対しては、その維持管理知識の普及に努めるとともに、低質の放流水による公共用水域の水質の汚濁を防止するよう指導体制を強化することが必要である。

ごみ処理の動向は、第2-1-2表に示すとおりである。ごみ処理の基本は、可燃性のものは焼却した後、その残灰について埋立てを、不焼性のものはそのままあるいは破碎または圧縮した後に埋立てを行なうこととしているが、昭和44年度末においては、おおよそ2分の1が焼却されているにすぎず、なお相当量のごみが直接に埋立処分されている。

第2-1-2表 ごみ処理の状況

第2-1-2表 ごみ処理の状況

		40年度		41		42		43		44	
処理区域人口		千人		千人		千人		千人		千人	
		64,231		67,855		71,292		76,080		80,592	
(1人1日当たり排出量)		g		g		g		g		g	
		695		712		755		815		870	
ごみの総排出量		t/日	%								
		44,522	100	48,340	100	53,825	100	62,005	100	70,115	100
計 画 収 集 量	焼却	16,896	37.9	21,899	45.2	25,459	47.3	29,959	48.3	35,758	51.0
	埋立	17,659	39.6	16,594	34.3	20,292	37.7	22,410	36.2	24,688	35.3
	高速堆肥化	1,325	3.0	706	1.5	753	1.4	770	1.3	677	1.0
	堆肥			503	1.0	107	0.2	114	0.2	106	0.1
	銅料	252	0.6	287	0.6	215	0.4	145	0.2	102	0.1
	その他	966	2.2	941	2.0	660	1.2	813	1.3	988	1.4
計		37,098	83.3	40,930	84.6	47,486	88.2	54,211	87.5	62,319	88.9
自家処分		7,424	16.7	7,410	15.4	6,339	11.8	7,734	12.5	7,796	11.1

厚生省環境衛生局調べ

昭和40年以降の1人1日当たりのごみ排出量の年平均伸び率は5.9%となっており、この伸び率が持続するものとして昭和50年を推定すると、約1,200g/人/日となる。

ごみの計画収集量は年々増加しているにもかかわらず、総排出量の伸びがこれと同程度であるため、未収集量の増加が認められるが、今後は収集率の伸び率が排出量のそれを上回るように対策を講ずることが必要である。

最近、ごみに対する認識を大きく変えたものに、粗大ごみとプラスチック廃棄物の問題がある。粗大ごみは、耐久消費財を中心とした大型の廃棄物であり、狭小な住宅事情等も加わってこれらの家屋内での蓄積は限界に達しており、定期収集の確立が必要である。

しかし、粗大ごみは大型で、不焼物を多く含んでいるので、従来からの処理処分方法にはなじまないため破碎、圧縮等の粗大ごみ処理施設の整備を早急に推進する必要に迫られている。

プラスチック廃棄物の問題はさらに深刻である。通商産業省でまとめた「化学工業統計年報(昭和44年実績)」によると、わが国の過去5年間のプラスチック生産量の平均伸び率は25%にも達し、この伸び率は、ごみ排出量の伸び率5.9%を大幅に上回るため、年々、ごみ中のプラスチック混入率は増加の一途をたどっている。第2-1-3表は、都市ごみ中のプラスチック系廃棄物の混入率を示したものである。プラスチックは通常のセルロース系ごみと比較すると数倍から10倍の燃焼発熱量を有するため、炉内温度が異常な高温となり、あるいは腐食性のガスを発生して、炉材を損傷するものもあり、また、自然分解速度がきわめて小さいことから従来の埋立方式をそのまま適用しても問題のあることが指摘されている。

第2-1-3表 都市ごみ中のプラスチック廃棄物混入率の推移

第2-1-3表 都市ごみ中のプラスチック廃棄物混入率の推移

(単位:%)

都 市 名	40年度	41	42	43	44	45
札幌市		3.5	3.2	4.5	5.4	
小樽市	2.8	3.1	3.5	4.2	4.6	5.5
函館市	—	—	—	6.0	8.3	
秋田市	—	—	—	6.0	7.0	
山形市	—	—	—	3.0	5.0	
水戸市	3.7	4.3	5.7	6.9	8.0	
宇都宮市	—	—	—	4.2	5.1	
川口市	5.0	7.0	△ 9.0	△ 12.0	△ 15.0	8.0
行田市	3.0	5.0	7.0	8.0	9.0	
東京都(23区)	4.3	4.8	4.5	8.0	9.7	
国立市	2.0	2.5	2.5	3.0	3.0	
横浜市	* 4.5	* 7.0	* 5.7	* 8.0	* 7.4	
川崎市	7.0	7.4	7.8	8.4	9.1	9.7
横須賀市	1.3	2.1	2.9	3.8	4.6	
新潟市	—	—	3.0	5.0	7.0	
甲府市	—	1.0	2.5	5.0	7.5	
静岡市	3.6	3.7	4.0	4.0	4.5	
名古屋	—	5.5	5.9	6.5	7.4	8.7
四日市	2.1	3.0	4.5	5.2	7.0	
京都市	—	—	—	—	6.6	7.7
大阪市	3.3	5.1	5.1	5.8	7.6	
堺市	7.0	8.0	9.0	11.0	13.0	
下関市	—	—	—	—	—	7.8
徳島市	—	—	2.0	3.0	5.0	
福岡市	3.5	—	—	4.2	6.0	7.8
北九州	—	—	—	6.5	—	
長崎市	2.0	2.0	3.0	3.6	6.0	6.0

厚生省環境衛生局調べ

注 1 \* 乾燥重量比

2 △ 産業系廃棄物を多量に含む。

現在、市町村の保有する1,300か所のごみ処理施設の性能からみると、平均10%程度のプラスチック混入率が限界といわれているので、表に示す数値の推移からみて、プラスチックの容器類、包装材料、建築材料等がひん繁に使用されることになれば、市町村の清掃事業は大きな打撃を受けるものと憂慮されている。

今後、相当の資本を投下し、技術の高度化を図らない限り、このような事態を避けることはできないであろう。

一般廃棄物処理施設の全国設置数と規模(昭和46年3月31日現在着工ベース)は、第2-1-4表に示すとおりである。第1次施設整備5か年計画が昭和38年に始まり、昭和42年を初年度とする第2次施設整備5か年計画が継続して進められている。昭和38年以降の処理施設の整備に要した事業費等の推移は、第2-1-5表に示すとおりであるが、廃棄物の処理は社会問題としてその重大性がますます深く認識されるに至っており、快適な生活環境を保持するためには新たな計画に基づき、その施設整備を強力に進めることが必要とされている。

第2-1-4表 一般廃棄物処理施設の全国設置数等調べ

第2-1-4表 一般廃棄物処理施設の全国設置数等調べ  
(46年3月31日現在着工ベース)

	設 置 数	規模の合計
し尿処理施設	956か所	67,088kl/日
地域し尿処理施設	76	342,551 人
ごみ処理施設	1,293	53,998 t/日

厚生省環境衛生局調べ

第2-1-5表 総事業費,国庫補助金,地方債額の推移

第2-1-5表 総事業費, 国庫補助金, 地方債額の推移  
(し尿処理施設) (単位:百万円)

	総事業費	再 掲		
		国庫補助金	地方債	
38年度	8,512	2,086	3,231	第1次 5か年計画
39	18,407	4,172	5,800	
40	17,302	3,891	6,700	
41	11,150	2,947	3,900	
42	10,000	2,117	3,600	
43	10,500	2,278	4,300	第2次 5か年計画
44	11,100	2,461	4,500	
45	11,802	2,504	4,600	

注 41年度以降は地域し尿処理施設分を含む。

(ごみ処理施設) (単位:百万円)

	総事業費	再 掲		
		国庫補助金	地方債	
38年度	4,518	94	2,553	第1次 5か年計画
39	5,300	94	3,200	
40	10,000	94	6,700	
41	11,471	400	7,600	
42	13,600	600	9,100	
43	15,300	700	9,200	第2次 5か年計画
44	15,900	830	10,500	
45	19,012	1,100	11,000	

厚生省環境衛生局調べ

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物については,現在,各都道府県において実態調査が行なわれており,すでにいくつかの都道府県に

において結果が報告されている。

第2-1-6表は、それぞれの都道府県における実態調査に基づいて、製造業および建設業における産業廃棄物の処理方法別の数値を推計したものである。

第2-1-6表 製造業および建設業における廃棄物

第2-1-6表 製造業および建設業における廃棄物

(単位：1,000トン/月)

都 道 府 県 名		大阪府	兵庫県 7都市	愛知県	東京都	千葉県 7市2町
調 査 推 計 年 度		43	44	44	44	44
(A) 可燃物	紙	16.2	3.7	5.5	39.2	2.3
	木	57.8	5.7	25.1	67.5	5.8
	織 雑	2.4	1.5	1.9	1.8	1.0
	その他	8.3	0.3	3.3	9.8	0.2
(B) 可燃物が あるもの に 等 する もの	動物性残渣	12.1	0.9	7.6	6.2	0.0
	植物性残渣	1.5	0.8	0.5	8.2	0.6
	プラスチック類	2.0	0.9	1.7	3.2	4.7
	ゴム	42.9	0.7	0.8	32.5	5.3
	その他	0.4		2.1	1.7	—
(C) 液は 泥状 または 固状 のもの	廃酸	1.6	0.1	0.1	18.0	10.2
	アルカリ	17.6	0.2	3.9	0.9	7.8
	汚泥	36.7	7.1	8.8	95.0	19.1
(D) 固不 燃 物 の 状 物 の	金属くず	29.7	2.8	45.1	46.4	55.7
	燃えがら	13.8	0	0.3	43.0	0.4
	ガラスくずおよび陶磁器くず	1,756.8	704.1	1,656.7	2,558.2	681.9
	鉱さい等 廃土砂・がれき					
合 計		1,999.8	728.8	1,763.4	2,931.6	795.0
調査対象廃棄物中の比率		製造業 { 0.205 建設業 { 0.581	製造業 { 0.121 建設業 { 0.800	製造業 { 0.231 建設業 { 0.763	製造業 { 0.101 建設業 { 0.879	製造業 { 0.446 建設業 { 0.549

各都府県調べ

(注) 1 数字は、50トン/月未満の場合0となつている。

2 兵庫県7都市には、神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西が該当する。

3 千葉県7市2町には、京葉工業地帯に属する千葉、市川、船橋、習志野、市原、松戸、木更津の7市と袖ヶ浦、君津の2町が該当する。

4 調査方法はすべてアンケート方式による。調査対象地域内の事業所内から有効回答されたデータに基づいて原単位により推計したものである。

大阪府においては、おおむね全産業の全廃棄物について詳細な調査を行なつており、1か月当たりの廃出量は約240万トンと推計されるがその内容をみると排出業種別では製造業、電気、ガス業の約20%、建設業の約60%によつて大半が占められている。

神戸市を含む兵庫県7都市における結果は、業種別では製造業約12%、建設業約80%となつていて、建設業のウエイトが大阪府より高く、廃棄物全体の約90%がそのまま埋立可能なもの(D)となつている。

愛知県、東京都および千葉県の例はいずれも製造業と建設業に重点をおいた調査となつている。

第2-1-7表は、奈良県、栃木県、長野県それぞれの調査結果からまとめたもので、奈良県、栃木県では農業系の廃棄物が、長野県では製造業がそれぞれ首位を占め、大都市をかかえている東京都、大阪府、愛知県、兵庫県などで首位を占めている建設業廃棄物が2位または3位となつている。

第2-1-7表 奈良,栃木,長野各県における産業廃棄物の業種別排出量推計

第2-1-7表 奈良, 栃木, 長野各県における産業廃棄物の業種別排出量推計

(単位: t/月)

推 計 年 次	45	44	43
業 種 \ 県 名	奈 良 県	栃 木 県	長 野 県
農 業	15,849	136,933	18,000 (畜産のみ)
製 造 業	4,381	119,495	441,000
建 設 業	136,819	33,621	145,300
第 三 次 産 業	3,914	14,785	29,200
生 活 等	4,489	4,557	21,250
合 計	165,452	309,391	654,750

厚生省環境衛生局調べ

つぎに、産業廃棄物の処分の現状について調査したものとしては、三重県が四日市地域の大・中規模の製造業および電気業について行なつた調査がある。これによると、調査対象の109事業所から年間143万トンの産業廃棄物が排出され、そのうち泥状、液状の不焼物が85%、固体状の不焼物が9%となつており、可燃性のものは4%にすぎない。

これらの産業廃棄物の処分方法をみると、自社処分が89%、委託処分が11%となつており、処分場所については、自社工場内が94.3%でほとんどを占めているので、おそらく自社処分している廃棄物の大部分は、自社の敷地内に保管されていると考えられる。さらにその保管の状況を見ると、不燃物については「プール等に貯蔵」されているものが、47.4%で1位、つぎが「貯蔵していない」が35.2%となつており、「ドラムかん等かん状容器(タンクを含む。)」は、全体の4.3%にすぎず、大部分の産業廃棄物はプール状にためてあるかまたは野積み状態に放置されているといえよう。自社処理の可能性については、近い将来(ここ2~3年間)自社処理が可能となると答えた廃棄物は、全体の92.6%に相当し、残り7.4%は、将来も自社処理不可能と答えている。自社処理不可能と答えた廃棄物のうち量の多いものは、廃油、汚でい等であつた。この調査は、主として大企業、中企業を対象としており、中小企業以下の零細企業に至つては、自社処理不可能という回答はさらに増大するものと考えなければならない。

このように産業廃棄物は、不燃性のものが多く、焼却による減量化が期待できず、また、廃油、廃酸、泥状の廃棄物等、環境汚染を防止するため、特殊な処理を必要とするものも多く含まれている。

さらに、現状においては、必要な処理をほどこさないまま、単に放置している状態に近いものもあり、今後の排出量の増大を予想すれば、早急に具体的な処理対策を樹立することが必要である。

この場合、再資源化を含む処理技術の開発により、適正な自社処理を促進するとともに、特に中小規模の事業者に対しては、必要に応じて公共サービスの提供がなし得るような体制の整備をはかることが必要とならう。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第1章 生活環境施設の整備

##### 第1節 廃棄物処理対策

#### 2 廃棄物処理の体系

##### (1) 廃棄物の処理ならび清掃に関する法律の制定および実施

昨年12月25日「廃棄物の処理および清掃に関する法律」が公布された。この法律は、産業廃棄物に関し、事業者の処理責任を明確にするとともにその処理体系を整備し、また、市町村が行なうべき市民サービスを原則としてその全域に拡大する等、現行の清掃法を全面的に改正したものである。

この法律に基づく政省令の制定に先だち、広く有識者の意見を求めるため、厚生省に設置された産業廃棄物処理技術専門委員会は、廃棄物の保管および収集、運搬、処分の技術的基準についての基本的方向を明らかにしたが、これはさらに生活環境審議会において審議され、本年6月11日、厚生大臣に対して「都市・産業廃棄物に係る処理処分の体系および方法の確立について-産業廃棄物の処理技術等に関する基本的方向について-」(第3次答申)として答申された。これを技術的指針として政省令が制定されたのである。

##### ア 法律の主な内容

###### (ア) 廃棄物の定義

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて固形状または液状のものをいうこととなつた。

また、事業活動に伴つて生ずる廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を「産業廃棄物」といい、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」ということとなつた。

###### (イ) 事業者の責務

事業者の責務は、大きくつぎの3点とされた。

第1は、排出者責任によつて事業活動に伴つて生じた廃棄物は、自ら処理しなければならないという責任の明定である。

第2は、その廃棄物の減量化の努力義務である。

第3は、事業者の物の製造、加工等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつたときその処理が困難となることのないよう必要な措置を講じなければならないことであり、たとえばプラスチック製品がごみに混入される以前に消費者の手から回収し、処理することが事業者の義務となつた。

### (ウ) 一般廃棄物の処理

一般住民の日常生活に伴つて生ずるごみ、粗大ごみ、し尿の処理は、市町村が義務的に実施すべきものとされており、また市町村の清掃事業を補完するものとして従来の汚物取扱事業が一般廃棄物処理業者として認められることとなつた。

なお、従来の特別清掃地域の指定制度が廃され、原則として市町村全域が一般廃棄物処理の対象地域となつた。

### (エ) 産業廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴つて生ずる廃棄物を自ら処理しなければならないこととなつているが、都道府県および市町村が公共サービスとして処理事業を実施できるほか、産業廃棄物処理業者による処理も可能となつている。

都道府県知事は、当該都道府県内の産業廃棄物の処理計画を定め、その適正な処理を推進することが義務づけられた。

事業者、地方公共団体および産業廃棄物処理業者は、政令で定める処理基準にしたがつて産業廃棄物を処理することを前提としており、産業廃棄物処理施設として政令で特定されたものは、維持管理基準に従うことと、一定の資格を有する技術管理者を置くことが義務づけられている。

## (2) 今後の方向

廃棄物処理の現状およびこれに対処するための法律は以上のとおりであるが、この法律は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法等の規制法とならんで70年代における環境汚染防止対策上の重要な礎となるであろう。

廃棄物問題は、経済社会の過密下での進展に伴う新しい課題の提起であり、これに即応できる処理技術の導入と開発および施設整備のための巨額の投資を要するので官民相互の協力のもとに推進していかなければならない。

当面は、つぎのような施策を展開していく必要がある。

第1は、市町村による廃棄物処理事業の近代化および高度化である。地域住民に対するサービス実施区域の拡大と一般廃棄物の質的多様化をベースにした1人当たりの単位排出量の増加は、特に処理施設の高度化を要請することとなる。すなわち、ごみ焼却施設能力の拡大、粗大ごみの処理施設の整備、し尿の不衛生処分の解消の3点が計画的に推進されなければならない。

第2は、産業廃棄物処理計画に基づく事業者、処理業者、地方公共団体における業務分担の決定および最終処分地の確保である。

第3は、廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行に伴う監視指導体制の強化である。

なお、近時、牛乳ビンのポリ容器化を契機として表面化してきた家庭ごみの処理における廃プラスチック類の問題は、市町村の清掃事業に深刻な事態を招きつつある。ここ当分の間の対策としては、事業者による回収の協力を要請して分別収集を行ない、ごみ中におけるプラスチック含有率を抑えていくことが必要であろう。

厚生白書(昭和46年版)

長期的な対策としては、プラスチックの有効利用を促進する体制をつくるとともに、ごみ処理施設の高度化をはかり対応していかなければならない。

この問題については、厚生省内において製造、加工、利用、消費、処理等の各界の代表者からなるプラスチック問題懇談会を設置して、今後の対策について検討中である。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

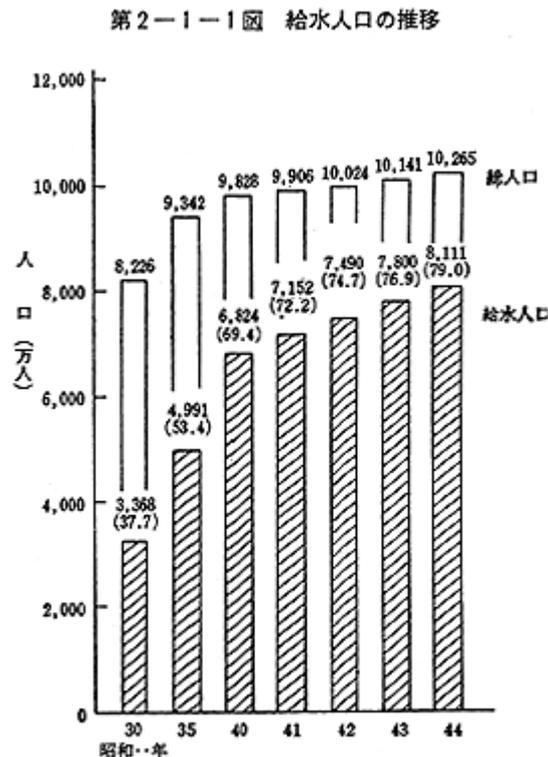
1 普及状況

水道法の適用を受ける給水人口101人以上の水道は、昭和44年度末現在、全国で1万9,418か所あり、前年度に比し85か所減少した。44年度においても上水道47か所、簡易水道251か所が新設をみているにもかかわらず、過去一貫して増加してきた事業総数が減少に転化したことは注目すべきことである。

これは主として簡易水道(給水人口101人以上5,000人以下の水道)において水量、水質の安全確保をはかるための統廃合が、積極的に進められていることによるものである。事業数の内訳は水道用水供給事業29、上水道事業(計画給水人口が5,000人をこえる水道事業)1,630、簡易水道事業1万4,083、専用水道3,676であり、簡易水道事業は前年度に比し、163か所減少した。

水道の利用人口、すなわち給水人口は第2-1-1図に示すように8,111万人で、総人口1億265万人の79.0%にあたる。水道の普及率(給水人口/総人口)はこの5年間に約12%増加したが、昭和30年度の普及率が37.7%にすぎなかつたことを考えあわせると、ここ15年間の成長は目ざましいものがあつたといえよう。

第2-1-1図 給水人口の推移

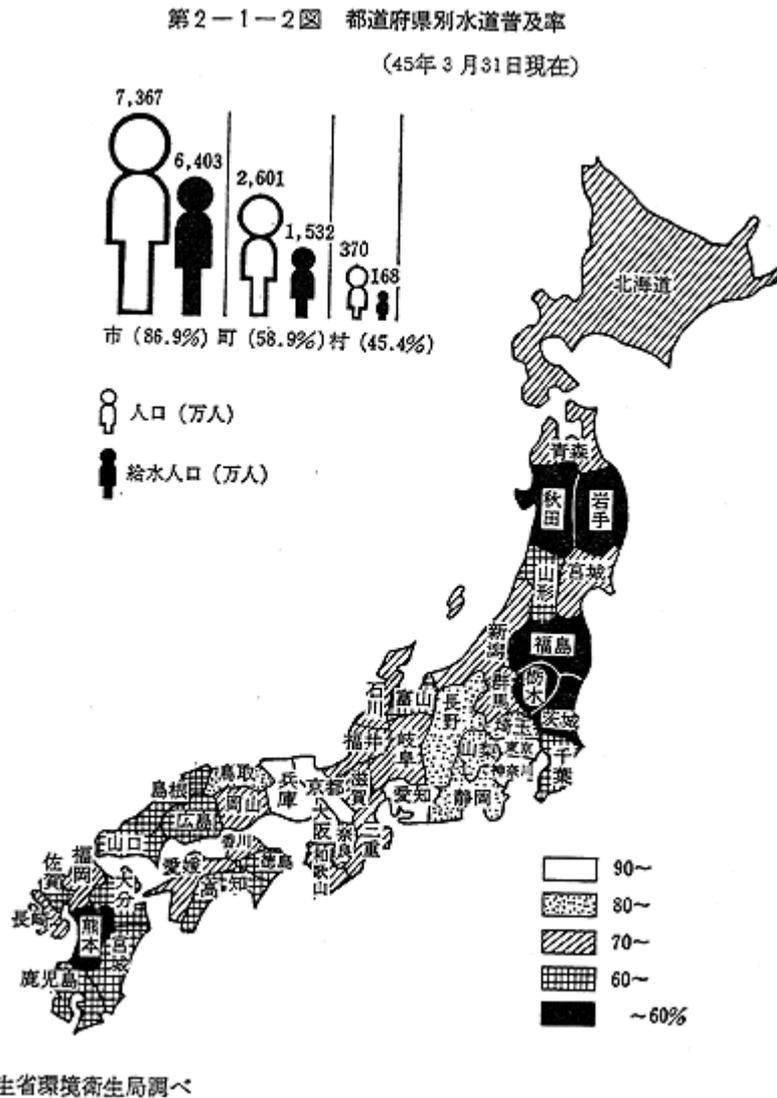


厚生省環境衛生局調べ

括弧内は総人口に対する普及率である。

この普及率を地域別にみると第2-1-2図に示すように市部における普及率は86.9%,町部で58.9%,村部で45.4%と,市部の普及はかなり高い水準を示しているが,郡部においては,まだ井戸水,湧水等に依存している家庭が多く,量および質の点で問題が残されている。

### 第2-1-2図 都道府県別水道普及率



また都道府県別の普及状況を見ると,大都市の属する都府県の普及は進んでいるが,農山漁村の多い道県の普及が遅れており,46都道府県のうち34道県が平均普及率79.0%に達していない。

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

2 給水量

水道の需要は年々上昇し、昭和44年度の上水道の1人1日平均給水量は337ℓ、1人1日最大給水量は429ℓである。これを規模別にみると第2-1-8表に示すように給水人口の多いものほど1人当たりの給水量も多くなっている。

第2-1-8表 規模別給水量

第2-1-8表 規模別給水量  
(44年度)

給水人口による規模別		か所数	現在給水人口 (万人)	1人1日給水量(ℓ)		
				最大	平均	施設能力
上 水 道	100万人～	8	2,028	547.4	449.7	540.7
	50～100	7	482	440.3	354.2	478.6
	25～50	17	586	428.8	338.3	424.0
	10～25	85	1,368	391.1	305.6	400.8
	5～10	110	713	384.1	291.4	407.5
	1～5	631	1,341	347.4	255.7	374.1
	～1	674	435	311.9	217.4	368.6
建設中	69	3	254.2	114.6	540.1	
計		1,601	6,954	429.1	337.3	442.5
簡易水道		14,083	916	309.0	156.8	—

厚生省環境衛生局調べ

昭和44年度中に給水した年間給水量は93.1億 $m^3$ で、前年度に比べて8.2億 $m^3$ の増となつている。

年間給水量のうち5.9億 $m^3$ は、水道用水供給事業から用水の供給を受けており、用水供給の果たす役割が次第に大きくなつている。

昭和44年度の上水道および用水供給事業の年間取水量を水源別にみると、地表水が67.7%、地下水が29.7%であり、この割合はここ数年間あまり変化していない。地表水の中では、河川自流水が主たる水源であるが、ダムによる取水の占める割合が年々高まつており、ダムに依存しない河川からの直接取水が近年ますます困難になつていることを示している。このようなことが、水道事業にとって今日最も重要な課題となつている水源確保対策として水道事業広域化を促進させる一つの契機にもなつている。

また、水道水の約60%は一般家庭で生活用水として消費されているが、残りの40%は営業用、工業用等の用途にあてられており、都市における産業、経済活動の動脈として重要な機能を果たしている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

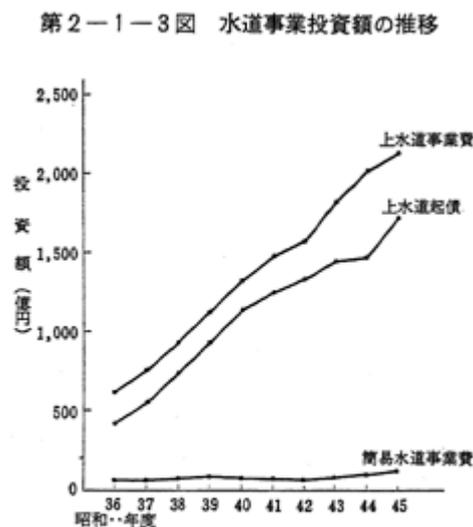
#### 第1章 生活環境施設の整備

##### 第2節 水道の整備

##### 3 施設整備

水道の建設改良事業のための投資額は第2-1-3図に示すように年々増加している。これは、水需要の増加と給水区域の拡大と対応するための施設の整備拡充と改良事業等であり、特に水源の確保、遠隔化に伴う貯水および導水施設ならびに送配施設における建設に要する事業費の増加が著しい。

第2-1-3図 水道事業投資額の推移



厚生省環境衛生局調べ

45年度の上水道の建設費は2,148億円で、このうち36億円が国庫補助金によつてまかなわれている。

また、簡易水道の建設費の総額は123億円で、このうち35億円が国庫補助金によつてまかなわれている。

なお、46年度においては、国庫補助の額は、上水道に対して59億円、簡易水道に対して50億円が予算に計上され、また、財政投融资として上水道について2,335億円、簡易水道について104億円の起債が予定されている。

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

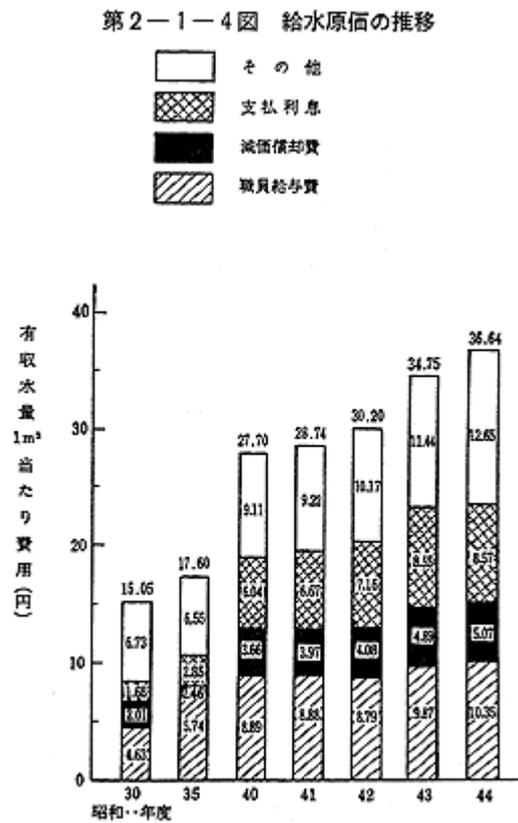
第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

4 水道料金

給水される水の原価は、第2-1-4図に示すとおり、 $m^3$ 当たり36円64銭となり、前年に比し約5%上昇した。

第2-1-4図 給水原価の推移



給水原価を規模別にみると現在給水人口50万人以上と2万人未満の事業体で高い値を示している。これは大都市における水源確保の困難性、施設新設、拡張費の増大および原水の水質悪化に伴う浄水費の高騰などによるものである。一方、小規模水道の投資効率の低さや経営の困難さを示すものと考えられる。

また、この原価のうち支払利息は、8円57銭で全体の23.4%を占めており、投資的支出の増加が費用の増大の主たる原因であることを示している。さらに、上水道の規模別に分析してみると、現在給水人口が50万人以上の事業体で、とくに支払利息の占める比率が大きく、増大する水需要に対するための事業に、莫大な投資をしていることがわかる。

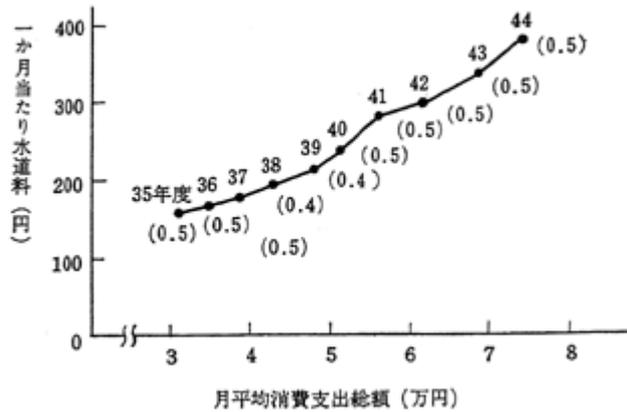
一方,収入の源泉となる給水量1m 当たりの平均販売価格は33円04銭となつている。この値は,全体として給水原価を下回つており,雑収入を繰り入れてもなおかつ相当数の事業体が赤字を生じている。

また,家庭用水道料金でみる限り,大都市ほど割安になつている。これは,大都市においては,家庭用に消費される水量の割合が少ないこともあり,家庭用基本料金を低く保持することが可能だからであろう。逆に小規模水道ほど一般家庭に負担が大きくなつてきている。また同規模の水道事業間でも水道料金の格差が非常に大きい。今後できる限り是正していく方を強化する必要がある。

なお,44年度における人口5万人以上の都市の勤労者1世帯における1月当たりの水道料金の平均支出は第2-1-5図に示すように377円で,これは消費支出総額の0.5%にあたるが,10数年来ほぼ一定している。

第2-1-5図 平均1か月間の消費支出総額と水道料

第2-1-5図 平均1か月間の消費支出総額と水道料  
(人口5万人以上の都市勤労者世帯)



総理府統計局調べ

( )内は消費支出総額に対する水道料の割合である。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第1章 生活環境施設の整備

##### 第2節 水道の整備

#### 5 今後の方向

---

今日、水道の水質、水量に係る安全、確実かつ経済性をそこなうような環境要因が多発し、もはや従来のような対症療法的手法をもつてしては、水道本来の使命の達成さえ危ぶまれるに至っている。したがって、将来に向かつて真の国民へのサービスを指向した合理的な水道事業の建設、運営を推進するためには、抜本的な施策を講じなければならない。

その第1は、都市化の進展、生活水準の向上等により増大する水道用水の需要に対応するための長期的視野に立つた水資源開発の推進である。

第2は、産業排水、都市下水等による水道水源の汚濁に対処するため、水源保護措置の徹底をはかるとともに、水質汚染事故時の連絡通報体制の整備、原水の水質監視体制の確立とあわせて新しい浄水技術の開発、研究の促進である。

第3は、建設費の増大等に伴う水道料金上昇に対する措置として、経営の合理化を図るほか、建設財源について起債の改善その他国の助成の強化である。

また同時に、水道料金の著しい格差の解消も図らなければならない。

なお、これらの問題を総合的に解決するためには全国に散在する1万9,418の水道事業を合理的規模に統合あるいは再編成し、また、施設配置の適正化をはかる水道の広域化の推進が、その解決手段として必要不可欠といえよう。

---

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第2章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 建築物の衛生管理

#### 1 ビル管理法令の制定

近年、経済の高度成長、人口の都市集中、建築技術の著しい進歩等によつて、建築物の高層化、大型化が進み、その数も急激にふえつつある。

これら近代的な建築物には、多くの人々が勤務し、あるいは買物、学習、観覧その他生活上の需要を満たすために出入りしているわけであるが、これらにおける環境衛生上の配慮となると、かなり問題があつた。特に、建築物内の環境を一定の状態に保つために空気調和、給排水、清掃等の管理が建築物全体を通じて一元化されているのが通例で、そこに勤務または出入する人々は、自分の意志なり健康上の要求なりによつて室内環境を変えることができない。それだけに、環境の維持管理が適切でない場合の影響は、直接的であり、きわめて大きなものがある。すなわち、空気環境の調整が不適切な場合には、いわゆる冷房病、消化器系疾患、呼吸器系感染症などの健康障害をもたらす、給排水設備の維持管理が不十分であれば飲料水汚染、蚊の発生、悪臭などが起こる。また、廃棄物処理が適切に行なわれないと、浮遊粉じんの増加、ねずみ、ごきぶり、だに等が発生する。これらについては、かなり以前から数々の報告が公にされ、各方面で深刻に論議されていたが、昭和41年8月に公害審議会は、「多数人利用建築物の衛生基準について」と題する答申によつて初めてまとまつた提言を行なつた。この答申は、建築物の環境衛生部門の不十分さを指摘するとともに、衛生上の維持管理基準の設定、維持管理技術者制度の創設等について早急に措置する必要性を強調したものであつた。

従来、建築物に対する衛生的規制は、興行場法、旅館業法、学校保健法、労働基準法あるいは建築基準法等によつて行なわれてきた。

しかし、これらはいずれも個々の施設の用途に着目した特殊な規制か、あるいは構造的と衛生確保が不可能とならないための最低限の規制を目的としており、同一建築物内に多数の事務所、店舗等が現に存在し、かつ環境衛生上の管理が一元化されているような場合に有効に対処しうるものとはいえない。

こうしたことから、建築物の衛生的環境の確保をはかる一般法の制定が痛感されていたが、昨年4月「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「ビル管理法」)が制定公布され、さらに同年10月には同法施行令が、本年1月には同法施行規則がそれぞれ公布をみ、これによつて、建築物全体の環境衛生全般について統一的総合的な規制をはかる世界でも珍しい法体系が一応整備されたことになる。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第2章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 建築物の衛生管理

#### 2 ビル管理法のしくみと施行状況

ビル管理法は、(1) 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等多数の者が使用し、または利用し、かつ、環境衛生上特に配慮が必要な一定規模以上の建築物(特定建築物)について、(2) これを環境衛生上良好な状態に保つため、その所有者等に対し、空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等の防除その他必要な措置についての基準(建築物環境衛生管理基準)に従ってこれを維持管理するとともに、(3) その維持管理が「基準」に従って行なわれるよう一定の資格を有する「建築物環境衛生管理技術者」を選任することを義務づけること、を主な内容としている。

##### (1) 特定建築物

特定建築物としては、ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館または遊技場、イ 店舗または事務所、ウ 学校(研修所を含む)、エ 旅館の各用途に供される部分の面積の合計が8,000m<sup>2</sup>以上となる建築物とされている。

特定建築物の所有者等は、その使用されるに至った日から1か月以内に都道府県知事または保健所を設置する市長に届け出ることとされているが、その届出状況は、第2-2-1表のとおりである。

##### (2) 建築物環境衛生管理基準

特定建築物の所有者等が遵守すべき建築物環境衛生管理基準は、法施行令で定められている。

内容的には、まず、空気環境として、浮遊粉じん量、一酸化炭素および炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度および気流について定められているほか、給排水管理、清掃、汚物処理、ねずみ、こん虫等の防除について所要の基準を設定している。

##### (3) 建築物環境衛生管理技術者

特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう監督する建築物環境衛生管理技術者は、厚生大臣指定の講習会を受講するか、または厚生大臣が行なう試験に合格して免状を交付された者でなければならない。

まず講習会であるが、これを受講できるのはかなり高度の学歴または資格と建築物管理の実務経験を有する者と限られる。これに対し、試験の方は、学歴は問わず、2年以上の実務経験さえあれば誰でも受けられる。

特定建築物の所有者等がこの管理技術者を選任する義務は、明年10月13日まで猶予されているが、それまでにはこの講習会および試験の実施により必要数の管理技術者は確保されるものと思われる。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第2章 生活環境の衛生管理

##### 第2節 環境衛生関係営業

###### 1 環境衛生関係営業

### (1) 営業の概要

環境衛生関係営業は、理容業、クリーニング業、公衆浴場業のように、国民の日常生活に密着した不可欠なサービス等を提供するものであり、昭和45年末における施設数は第2-2-2表のとおりである。

第2-2-1表 特定建築物の届出件数

第2-2-1表 特定建築物の届出件数  
(46年3月31日)

用途	興行場	百貨店	集会場	図書館	博物館 美術館	遊技場	店舗	事務所	学校	旅館	計
件数	41	169	30	3	3	20	110	669	172	135	1,352

資料：厚生省環境衛生局調べ

これらの営業については、衛生上の規制が行なわれているほか、業種ごとに環境衛生同業組合を組織し、組合員の営業に関する指導を行なう等、自主的に営業の合理化等のための活動を行なっている。

### (2) 監視、指導

衛生水準の確保は、環境衛生関係営業にとって特に必要なことであり、それぞれの施設に応じ、遵守すべき衛生措置基準(換気、照明、防湿、消毒等の基準)が法令によつて定められているほか、保健所に置かれている環境衛生監視員によつて、衛生措置に関し、監視、指導が行なわれている。

しかし、環境衛生監視員の数は、昭和45年末現在4,142人であり、年々増加する監視対象施設の監視指導を行なうには十分な数とはいえず、その対策が必要である。

### (3) 経営の現状

環境衛生関係営業は、その業種によつて種々異なつた事情を有するが、一般的にはつぎのような特色があ

る。

第1は、第2-2-2表にみるとおり零細規模の営業が多く、従業員5人未満の事業所が80%をこえており、かつ、年々その割合が高まっていることである。これは、環境衛生関係営業が生業的性質を有することによるものであるが、特に、旅館業においては、いわゆる民宿の増加、クリーニング業においては取次店の増加、理容業・美容業における新規参入等が影響しているものと考えられる。

第2-2-2表 環境衛生関係営業の施設数および事業所規模

第2-2-2表 環境衛生関係営業の施設数および事業所規模

	施 設 数			従業者規模別事業所数の 構成比(44年)		
	40年	45年	年平均 伸び率	1~4人 %	5~49 %	50~ %
総 数	1,089,965	1,464,563	6.1	80.6 (78.4)	19.0 (21.3)	0.4 (0.3)
興行場	7,629	5,910	△ 5.0	23.9 (24.2)	74.2 (74.5)	2.0 (1.3)
ホテル営業	258	454	12.0			
旅館*	67,485	77,439	2.8	73.0 (69.5)	25.7 (29.0)	1.3 (1.5)
簡易宿所*	11,569	19,597	11.1			
下宿*	2,333	2,453	1.0			
公衆浴場	24,032	25,414	1.1	74.2 (70.4)	22.5 (29.4)	0.3 (0.2)
理容所	120,420	136,116	2.5	89.8	10.2	0.0
美容所	89,616	116,021	5.3	※(86.7) 88.0	※(13.3) 12.0	※(0.0) 0.0
クリーニング所	53,238	79,183	8.3	82.9 (77.9)	16.7 (21.7)	0.4 (0.4)
飲食店営業	561,636	829,984	8.1	78.0 (76.4)	21.6 (23.2)	0.4 (0.4)
喫茶店*	77,372	51,422	△ 7.9			
食肉販売業	64,495	112,587	11.8	83.3 (81.3)	16.7 (18.7)	0.0 (0.0)
氷雪販売業	9,882	7,983	△ 4.2	—	—	—

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」および総理府統計局「事業所統計調査報告」

注 1 ( )内は41年の数字である。

2 ※は理容所と美容所を合わせた構成比である。

第2は、人手不足が深刻化していることである。これは、わが国が全般的に労働力の不足状況にあることにもよるが、とくに環境衛生関係営業においては、機械設備の導入による省力化の余地が少ないことによるものである。

第3は、営業施設の相対的過剰の傾向がみうけられることである。営業施設の増加の割合は鈍りつつあるが、増加の傾向に変化はみられず、特に理容業・美容業においては、料金との悪循環がみられ、深刻な問題となつている。

第4には、第2-2-3表にみられるような料金の上昇があげられる。これらの業種においては、料金が賃金的性質を有していることが多いため、諸経費の上昇を生産性の向上によつて吸収することができず、さらに人手不足とあいまって、料金の上昇が著しくなつている。

第2-2-3表 消費者物価指数

第2-2-3表 消費者物価指数

	40年	41	42	43	44	45
総合	100.0	105.1	109.3	115.1	121.1	130.4
理容料	100.0	109.7	117.3	123.7	141.0	160.1
パーマメント料	100.0	108.1	113.9	122.2	135.7	153.5
入浴料(大人)	100.0	113.6	115.0	126.4	134.8	145.6
洗たく代(ワイシャツ)	100.0	100.5	99.0	103.9	110.5	120.5
〃(背広)	100.0	99.0	95.9	96.6	99.9	105.5
映画観覧料	100.0	108.4	116.8	129.4	146.9	159.4
宿泊料	100.0	108.9	117.2	122.7	126.0	128.2

資料：総理府統計局「小売物価統計調査年報」  
 註 表中の数は、昭和40年を100とした指数である。

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

第2章 生活環境の衛生管理

第2節 環境衛生関係営業

2 環境衛生金融公庫

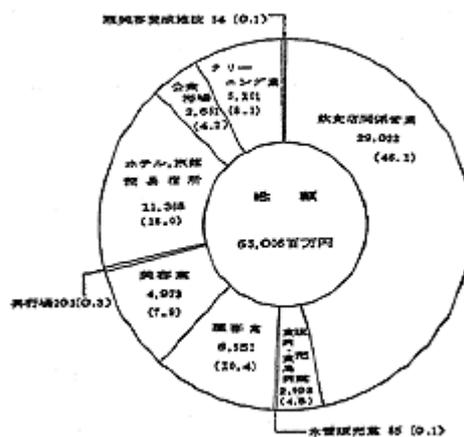
環境衛生金融公庫は、設立以来、環境衛生関係営業の衛生水準を高め近代化を促進する目的で設備資金の融資を行なってきたが、本年度で5年度目を迎え、公庫の貸付残高も1,287億円となった。

昭和45年度における貸付実績は、第2-2-1図に示すとおり、総額630億円であり、昨年の貸付実績525億円に比べて20.0%増加した。

なお、現在、融資業務はすべて3政府金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)に委託して行なっているが、昭和45年度から新たに一定規模以上の借り入れ申し込みについては、当公庫が直接審査を行なうこととしている。

第2-2-1図 環境衛生金融公庫業種別融資実績

第2-2-1図 環境衛生金融公庫業種別融資実績  
(45年度)



厚生省環境衛生金融公庫調べ  
出 ( )内の数字は%

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第2章 生活環境の衛生管理

##### 第2節 環境衛生関係営業

#### 3 今後の方向

環境衛生関係営業は、国民生活に不可欠な多種多様のサービスを提供するものであるが、近年における所得水準の向上とこれに伴う消費生活の多様化、高度化等により、これらの営業に対する需要も大きく変化してきている。

このような状況にかんがみ、とくに利用者数の減少等により需給のアンバランスが目だっている公衆浴場については昨年来公衆浴場問題懇談会を設置するとともに、その他の業種についても、中央環境衛生適正化審議会近代化部会において各業種ごとに逐次、今後の対応策の検討が続けられている。

一般に環境衛生関係営業は零細規模のものが多く、経営の体質は弱い。国においては、これら営業者の資金力を補うため、衛生水準を高め、近代化に要する資金について環境衛生金融公庫から融資を行なっているところであるが、営業の体質改善のためには、何よりも業者自身による自主的な努力が要請される。

この自主的な努力を助長し、適切な近代化合理化を行なわせるため、昭和46年度から、業界の中から環境衛生営業相談員を養成することとした。相談員は、環境衛生関係業者からの相談に応じて、経営や設備の近代化合理化に関する指導を行なうものであり、これに必要な知識を付与するため、国の補助を受けて、各都道府県において講習会を実施している。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第2章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 その他の環境衛生対策

#### 1 そ族,昆虫駆除事業

---

ねずみ,こん虫駆除事業は,緊急の防疫対策,いわゆるベクターコントロールとして,市町村の衛生班および地区衛生組織活動を中心に推進され,一方,下水道,し尿処理施設,ごみ処理施設等清掃施設の整備が進んだこともあつて従来の発生源は大幅に減少している。そして伝染病の発生率も漸減の傾向をたどりつつあるので現状ではむしろ生活環境における不快要素を排除するための駆除対策,いわゆるニューザンスコントロールとしての役割りが大きい。

近年,急激な都市化の進展に伴う人口の都市集中化や,生活,建築様式の変化は,クマネズミに代わるドブネズミの繁殖,ビルの地下汚水ピットやし尿浄化槽からチカイエカやチヨウバエの発生等ねずみ,こん虫等の態様に変化が生じてきたので,これに即応した施策の推進が要請されている。

すなわち,定住人口が少なく建築規模の大きい都市部においては,地区衛生組織による活動が期待できないので,駆除専門業者を指導育成し,従来の市町村衛生班と地区衛生組織活動とで推進してきたねずみ,こん虫駆除事業に新しく専門業者を加えた駆除体制を整備して,効果的,合理的な対策を講じることが必要とされている。

---

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第2章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 その他の環境衛生対策

#### 2 野犬対策

---

わが国における狂犬病は、昭和25年に狂犬病予防法が公布施行され、飼い犬の登録、予防注射の実施、未登録未注射犬の捕獲抑留等の措置の徹底により急速にその発生が減少し、人については昭和30年以来、犬については昭和32年以来その発生はみていない。昨年インド地方を旅行した1学生がカトマンズで犬にかまれ、帰国後、狂犬病によつて死亡したが、これは特殊な例である。

昭和45年中の犬の登録頭数は289万5,036頭、予防注射実施頭数は464万577頭、抑留頭数は63万6,689頭であった。

近年、犬による狂犬病以外の被害が増加しその被害は農作物、家畜、家きんにとどまらず、人がかみ殺されるという事件まで発生し、しばしば社会問題となつている。

狂犬病予防法の目的は、狂犬病の予防撲滅にあり、咬傷等による人の生命財産の侵害を防止することを目的とするものではないので、野犬の取り締まり、畜犬に対する規制の強化のため別途の立法措置を望む声が強くなつており、検討の必要があろう。

---

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

第2章 生活環境の衛生管理

第3節 その他の環境衛生対策

3 海水浴場の水質保全対策

海水浴場は、その利用の態様からとくに清浄な場所に開設することが要求されるのであるが、都市周辺においては、海水汚濁の進行に伴い、健全なレクリエーションの場としての機能を保持することが困難となつて

いる。  
このため、昨年4月に閣議決定をみた「水質汚濁に係る環境基準」において、海水浴場の水質保全のための行政対策の目標値を設定するとともに、これを5年以内に達成すべく、汚水の排出規制の強化、下水道等公害防止施設の整備を推進する等の方針が示された。その目標値は、水素イオン濃度7.8ppm以上8.3ppm以下、化学的酸素要求量2ppm以下、溶存酸素量7.5ppm以上、大腸菌群数1,000MDN/100ml以下および油分(ノルマルヘキサン抽出分質)が検出されないことである。

また、同年6月には「海水浴場水質保全対策要綱」が閣議決定され、前述の基本的な対策のほか、特に海水浴期間中は、塩素滅菌等の応急的対策を実施することとされた。

この方針に即して、昭和45年度には、関係地方公共団体においては、一部国庫補助を受けつつ、滅菌装置およびオイルフェンスの設置が行なわれ、今シーズンにおいても、各地で同様の対策が行なわれた。

本年6月に大都市周辺の海水浴場86か所について実施した水質調査結果は第2-2-4表のとおり、目標値に達しているところが多く、いずれも遊泳者の健康に対して悪影響を及ぼすような状況ではないが、海水浴場の性格からして、さらに水質保全対策の推進をはかる必要がある。

第2-2-4表 海水浴場水質状況

第2-2-4表 海水浴場水質状況  
(46年6月) (単位:か所)

大腸菌群数(MDN/100ml)			化学的酸素要求量(COD)		透視度		油 膜	
~1,000	1,000 ~10,000	10,000~	~2 PPM	2 ~	30 ~	~ 30	あり	なし
69	16	1	62	19	81	5	0	86

厚生省環境衛生局調べ

注 調査対象は86海水浴場であるが、そのうち5海水浴場はCODの調査がなされていない。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第2章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 その他の環境衛生対策

#### 4 墓地および埋葬等について

昭和45年末における墓地,火葬場等の整備状況は,墓地88万3,105か所,火葬場2万2,643か所,納骨堂7,035か所となつている。

このうち,墓地については,その不足が全国的にみられるようになつたが,特に大都市において著しい墓地不足をきたしており,新しい都市問題の一つとなつている。

これは,近年の著しい人口都市集中にもかかわらず,土地の高密度利用により墓地の新設が困難であり,さらに,都市計画の実施により,墓地の整理が行なわれることなどに起因している。

火葬場については,自治省が交付する広域市町村圏振興整備事業のための補助金や厚生年金積立金還元融資および国民年金特別融資制度の活用(45年度は5億5,830万円の貸出)により,その整理統合が進められている。

墓地,火葬場等は,その性格上公共性と永続性が確保される必要があるので,地方公共団体が経営することが望ましいが,そのための積極的施策が必要である。

埋葬の形態は,土葬から火葬へと変化しており,大都市およびその近郊ではほとんど土葬の例をみないまでになつている。

埋葬件数中火葬の割合は,昭和44年度が77.5%であつたのに対し,昭和45年度は79.2%となつた。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第3章 公害対策

##### 第1節 公害対策の進展

わが国においては、公害は逐年深刻な様相を呈してきたが、特にこの一年間は、いつそう広域化、複雑化し、深刻の度を深めた。各地でカドミウムによる土壌や米の汚染問題がひん発し、また、田子の浦をはじめとする「ヘドロ問題」や水質汚濁の問題等があいついで表面化する一方、光化学スモッグ事件や自動車排出ガスによる鉛汚染問題等の新たな公害問題が発生するに至った。

昭和42年に公害対策基本法を制定して本格的に公害対策に取り組んで以来、大気汚染防止法の制定をはじめとする法制の整備、環境基準の設定、公害防止事業団等による公害防止施設の整備等各種の施策を鋭意進めてきたが、わが国の公害は、これらの施策の効果をこえて、激化の一途をたどつたものといえる。

公害、環境汚染の問題は、今や、ひとりわが国のみならず国際的にも、先進各国にとつて、共通な、しかも最大の課題の一つとなつて登場した。このため1970年代に入つて、各国が相協力して環境汚染問題の解決に取り組もうとする気運が盛り上がり、国際連合やWHO、OECD等の国際機関をとおしての各国の協力体制や関係当事国の協力体制の確立をめざす具体的な動きが活発化してきた。

公害、環境汚染の問題が、このように国際的な重要課題として取りあげられるに至っているのは、環境汚染が、もはや地域的、局地的な問題にとどまらず、地球規模での環境破たんの問題に連なり、人類の生存基盤そのものに対する脅威となつてきているものと理解しなければならないであろう。

このような状況下における今後の公害対策は、いうまでもなく、従来の局地的、事後的な対策の域を脱し、われわれの生産、消費活動に伴つて環境に排出される汚染物質の質および総量を自然の自浄能力の限界内にとどめ、自然界の物質循環のサイクルに乗せ得るような抜本的な環境保全対策でなければならない。

しかし、幸いなことには、わが国の公害行政も、この1年間のいわば嵐のような激動期を経て、新たな段階に入り、昭和42年の公害対策基本法の制定により方向づけされた公害行政が、ここにほぼ確立されるに至つていくことである。すなわち、第1は、昨年末の第64回国会(公害国会)および引き続き第65回国会における公害関係法の抜本的改正整備等により、わが国の公害対策の法体系も、現在および将来の要請にこたえうる方向に整備されたこと。第2には、46年7月1日に環境庁が発足したことにより、これまで関係省庁に分担して行なわれていた公害防止の諸施策が大幅に環境庁に集中されるとともに、狭義の公害防止にとどまらず自然保護をも含めた広い環境保全行政として、総合的、一元的に実施する組織が整備されたこと。さらに、これに対応し、地方公共団体においても、公害行政、環境行政を担当する組織の整備強化がはかられつつあり、政府および地方公共団体ともに整備されてきた法令の執行体制が強化されてきたことである。そして、第3は、今後の公害対策、環境保全対策の成否を決するともいえる公害問題に対する国民の認識が著しく高まつてきていることである。すなわち、生体学的思考の浸透などもあずかつて、環境問題への適切な配慮なくしては、自然との調和がとれ、人間の真の福祉の増進につながる健康で豊かな社会の実現はあり得ず、われわれは、あらゆる生産活動、消費活動を通じ、これに伴つて生ずるマイナス面の減少、根絶をはからなければならないという意識が一般化してきつつあることである。

以上のように、わが国の公害対策も、飛躍的に発展し、所期の効果を期待しうるような段階に入つたといえる。しかしながら、公害問題の根本的解決をはかることは、容易なことではない。公害は、現在のわれわれの生活を支え、われわれの日常生活に深く結びついている生産・消費の諸活動に必然的に伴つているという根本的な問題があり、加えて、狭い国土、過密な人口、過度の発生都市化、おう盛な経済活動、というこれまでわが

国の公害を激化させた諸要因は、なお、今後も公害の拡大要因として存在し、また、同じく、公害激化の一因として指摘されるわが国の社会資本の整備や土地利用の合理化等の立ちおくれについても、これから強力に必要な施策を実施するとしても、それらが効果を発揮するに至るには、なお、相当の期間の経過を要するからである。

しかしながら、公害が、自然災害とは異なり、われわれ人間の存立基盤をなす生産・消費という諸活動に根ざすものである以上、われわれの手によつて解決しなければならない問題であり、現代の高度の物的豊かさを勝ち得た人間の力をもつてすれば、必ずや解決できるはずの問題である。

われわれは、このような信念のもとに、厳格な規制の実施、計画的な公害防止事業の実施等必要な施策の継続的、かつ、強力な推進をはかることにより、公害対策基本法をはじめとする公害関係諸法にもられた理念を忠実に現実化し、一步一步着実に公害問題の解決をはかつていかななければならない。

厚生省は、国民の健康と生活環境を守る立場から、つとに公害問題を重視し、公害対策の確立に努めてきた。すでに、昭和30年に、公害から生活環境を守るために、生活環境汚染防止基準法案の制定を提唱しているが、昭和40年に入ると本格的な公害対策に取り組むために、厚生大臣の諮問機関である公害審議会を設置して、公害対策基本法の立案の準備を開始した。42年には、同法の制定を実現し、以来公害行政の主務省として、公害対策基本法に基づく各種施策の具体化に努め、大気汚染防止法、騒音規制法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の立案等の法制の整備、環境基準の設定(いおう酸化物、一酸化炭素)、公害防止計画の策定の推進等をはかつてきた。また、昨年7月に公害対策本部が設置されて、同本部により公害関係施策の総合調整が行なわれることとなつてからも、昨年12月末の第64回国会においては、大気汚染防止法の一部改正、騒音規制法の一部改正、廃棄物の処理および清掃に関する法律の立案制定等を行ない、さらに第65回国会においても悪臭防止法の制定をはかり、また、三度目の公害白書の取りまとめも行なつたほか、生活環境審議会において、粉じん等の環境基準の設定の検討等を行なつてきた。

このように、厚生省は、これまで、政府の公害対策を、その中心となつて推進してきたが、前述のように46年7月1日の環境庁の発足に伴い、これまで厚生省が手がけてきた公害行政はすべて環境庁に引き継がれ、他の省庁の公害関係施策も含めて、環境庁において一元的に実施されることになつた。厚生省が公害対策基本法の立案当初から主張してきた公害対策についての基本的考え方は、環境庁にそのまま引き継がれており、行政の一元化により、公害対策は、いつそうの発展が期待されている。

今後も厚生省としては、廃棄物処理事業等の公害関連施策の拡充強化をはかつていくことはもとよりであるが、国民の健康をあくまでという立場から、健康問題について有する専門的能力を十分に活用して、環境庁に積極的協力を行ない、真に国民の健康を保護し、快適な生活環境の保全をはかりうる公害対策の推進に努力を続けていかななければならない。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第3章 公害対策

##### 第2節 公害の現状

#### 1 大気汚染

##### (1) 汚染の現状

大気の主要な汚染物質としては、工場、事業場の煙突から排出されるいおう酸化物、ふんじん、窒素酸化物などや自動車の排出ガスに含まれる一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素がある。このほか、特殊な有害な汚染物質として、フツ化水素や塩素あるいはふんじん中に含まれるカドミウム、鉛などの重金属がある。昨年夏以来、東京を中心に発生をみている光化学スモッグは、自動車等から大気中に放出される炭化水素と各種の燃焼に伴って生ずる窒素酸化物とが太陽光線を受けて発生し、これが目の刺激や植物の被害等をひき起こすものとされている。原因物質の規制、発生の正確な予報、発生時の措置等の総合的な対策が急務になつている。

##### ア いおう酸化物

いおう酸化物による汚染の最近の傾向をみると、従来、汚染都市の代表のように考えられていた川崎、四日市、北九州等で汚染の減少がみられるが(第2-3-1表参照)、一方、尼崎、和歌山・海南・川口・鳩ヶ谷・宇部、大牟田、大分等のように、なお汚染の増加の傾向にある都市も多い。東京および大阪のような過密大都市においては、数年前までのような汚染の悪化はないが、なお汚染は高レベルで推移している。

#### 第2-3-1表 3年間連続環境基準不適合測定点を有する都市とその年平均値

第2-3-1表 3年間連続環境基準不適合測定点を有する都市とその年平均値  
(単位:PPm)

		汚染都市における最大汚染地点の年平均汚染濃度		
		42 年 度	43	44
札 幌	幌 幌	0.04	0.04	0.049
室 蘭	蘭 蘭	0.07	0.04	0.064
東 京	京 京	0.074	0.080	0.085
横 浜	浜 浜	0.060	0.060	0.060
川 崎	崎 崎	0.10	0.07	0.06
富 士	士 士	0.05	0.08	0.075
名 古 屋	古 屋	0.051	0.054	0.056
四 日 市	日 市	0.081	0.052	0.051
京 都	都 都	0.053	0.057	0.053
大 阪	阪 阪	0.091	0.082	0.095
大 阪	口 崎	0.053	0.048	0.054
神 戸	戸 戸	0.068	0.083	0.084
倉 敷	敷 敷	0.038	0.051	0.049
新 居 浜	居 浜	0.037	0.043	0.051
北 九 州	九 州	0.042	0.059	0.044
大 牟 田	牟 田	0.066	0.060	0.059
		0.052	0.055	0.057

厚生省公害部調べ

全国で213(昭和44年度)あるいおう酸化物連続測定点における環境基準の適合状況をみると、130測定点(61%)が適合、82測定点(39%)が不適合であつた。43年度と共通の測定点155測定点についてみれば、43年度は62測定点(40%)が不適合、44年度は64測定点(41%)が不適合であり、ほぼ横ばいの傾向にある。

なお、3年連続環境基準不適合測定点を有する都市は、(第2-3-1表参照)のとおり、17都市である。

### イ 一酸化炭素

現在、都市の大気中に含まれる一酸化炭素は大部分が自動車排出ガスによるものであり、交通ひんぱんな道路や交差点の近くにおいて汚染度が高いが、最近汚染がしだいに広域化する傾向にある。(第2-3-2表参照)は、厚生省および東京都内の交差点または道路沿いで常時測定している結果を、一酸化炭素の経年変化で示したものであるが、これによると汚染は年々増加の傾向にある。また、同表から明らかなように、これらの測定点の一酸化炭素の環境基準の適合状況は年々悪化している。

### ウ 窒素酸化物

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO2)を主体とする窒素酸化物は、石炭、石油等の物の燃焼に伴つて発生し、その大口排出源は、工場、ビルおよび自動車である。これらの発生源の増加に伴つて窒素酸化物の濃度の高いところが認められ、いおう酸化物や一酸化炭素とともに関係者の間では注目されてきたが、昨年度の光化学スモッグ事件以来、光化学スモッグの起因物質の一つとして特に重要視されてきた。厚生省が行なつてきた東京都内3地点の常時測定所における窒素酸化物の年平均値の経年変化をみると第2-3-3表のとおりであり、これによると東京都内3地点におけるNO濃度およびNO2濃度の一時間値の年平均値は増加を続けていることがわかる。

第2-3-2表 東京都内における一酸化炭素常時測定点における年間平均濃度と環境基準不適合率

第2-3-2表 東京都内における一酸化炭素常時測定点における年間平均濃度と環境基準不適合率

年	都庁前		都立衛生研究所		雑谷保健所		霞が関		板橋		大原町	
	平均濃度 (ppm)	不適合率 (%)	平均濃度	不適合率	平均濃度	不適合率	平均濃度	不適合率	平均濃度	不適合率	平均濃度	不適合率
39	—	—	—	—	—	—	4.4	0.3	1.9	0	—	—
40	8.3	3.9	—	—	—	—	3.3	0	2.5	0	6.6	12.0
41	5.4	4.3	—	—	—	—	3.2	0	3.0	0	7.0	16.2
42	8.3	4.7	3.3	3.6	—	—	4.1	0.4	3.0	0	7.5	19.2
43	9.7	42.6	4.9	5.9	—	—	4.4	2.0	4.4	1.4	6.4	16.5
44	10.6	53.5	4.5	6.9	4.8	1.8	5.4	1.9	5.9	1.2	8.3	25.8

厚生省, 東京都調べ

- 註 1 環境基準の不適合日数の割合(環境基準2条件のうち, 24時間10ppmの方が不適合日数の割合が大きく, 上表の数値はこれを採用している)
- 2 都庁前, 雑谷保健所は東京都資料, その他は厚生省資料

## エ 降下ばいじん

ボイラー, 燃焼炉などから発生する微粒子にはさまざまな大きさのものがあるが, このうち比較的大きい粒子(粒径が約10ミクロン(0.01mm)以上のものは, 重力によつてかなり速く降下する。これが降下ばいじん(すす)である。わが国における降下ばいじん量は, 昭和35年ごろをさかいにして全般的に低下傾向が著しい。これは, 石炭から石油へのエネルギー転換や工場における集じん設備の整備による点が大い。たとえばかつて煙のまちと称された川崎市の工場地帯の田島地区では36年に55.6トン/km<sup>2</sup>/月であつた降下ばいじん量も44年には29.7トンとなり, 同市の商業, 住宅地帯ではおおむね10トン以下となるなど大きく減少を示している。他の都市の多くも同様な傾向にあるが, 中には北九州市等の地域のように漸増の徴候がみられるところもある。

## オ 浮遊ふんじん

浮遊ふんじんは, 微細な粒子の粉じんであり, 降下ばいじんに比べ, その処理は困難である。厚生省が設置している国設大気汚染測定網9測定点における測定結果を43年度と44年度とに対比してみると, 第2-3-4表のとおりであり, これらの測定点における浮遊ふんじん総量の年間平均値は, 43年度で175~425 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が44年度では140.7~361 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ , また, 年間の日平均最高値でみると, 43年度で370~905 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が44年度では284~665 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となつておりやや改善の傾向がみられる。これらの大気汚染測定所では, 浮遊ふんじん中に含まれる鉛, カドミウム, 亜鉛, マンガン, バナジウムなどの金属成分についても測定されている。第2-3-4表には, このうち鉛, カドミウムおよび亜鉛の値が示されているが, 特に, 昨年の東京都新宿区牛込柳町の鉛害事件以来注目をひいている鉛は, 43年度より44年度において全体的に増加を示している。

第2-3-3表 東京都内3か所における窒素酸化物(年平均値)の経年変化

第2-3-3表 東京都内3か所における窒素酸化物(年平均値)の経年変化 (単位: P P h m)

	測定所	39年	40	41	42	43	44
		一窒素酸化物(NO)	霞が関橋大原町	4.6 2.1 —	4.7 2.3 8.9	3.7 2.8 12.9	3.6 2.8 13.6
二窒素酸化物(NO <sub>2</sub> )	霞が関橋大原町	1.9 2.0 —	2.6 2.3 4.1	3.0 2.6 4.3	2.5 3.2 3.9	3.1 2.2 3.7	6.1 2.9 5.3

厚生省調べ

注 1 P P h mは、1 P P mの100の1、つまり1億分の1のことである。

第2-3-4表 国設大気汚染測定網における鉛等の濃度

第2-3-4表 国設大気汚染測定網における鉛等の濃度

(単位: μg/m<sup>3</sup>)

		総ふんじん		鉛(Pb)		カドミウム(Cd)		亜鉛(Zn)	
		43年度	44	43	44	43	44	43	44
		札幌	平均値	220	211	<0.30	0.43	—	0.007
	最高値	419	464	1.18	0.83	—	0.026	2.1	3.04
東京	平均値	175	171	0.43	1.04	—	0.044	1.2	1.50
	最高値	370	407	0.95	2.32	—	0.518	3.7	2.95
川崎	平均値	420	365	0.89	1.64	—	0.040	2.4	2.39
	最高値	905	665	1.74	3.05	—	0.083	5.7	4.69
名古屋	平均値	—	140.7	—	0.75	—	0.018	—	1.92
	最高値	—	284	—	1.85	—	0.037	—	4.68
大阪	平均値	297	334	0.74	1.94	—	0.033	1.8	2.23
	最高値	808	760	1.96	4.30	—	0.054	5.7	4.30
尼崎	平均値	231	231	0.70	1.33	—	0.023	2.0	1.94
	最高値	516	529	2.04	3.77	—	0.063	4.4	7.39
岡山	平均値	—	151	—	0.55	—	0.008	—	0.61
	最高値	—	358	—	1.47	—	0.025	—	3.33
宇部	平均値	236	198	<0.30	0.50	—	0.009	<1.1	0.60
	最高値	594	660	0.85	1.05	—	0.026	2.8	2.65
北九州	平均値	202	241	<0.30	0.72	—	0.014	<1.1	1.66
	最高値	415	461	0.57	1.82	—	0.031	2.4	5.32

厚生省公害部調べ

注 ハイボリウム、エアサンブラによる月2回、24時間測定 of 年平均値、最高値

(2) 大気汚染による健康被害

大気汚染の人への影響は、汚染物質の侵襲部位が主に眼、鼻、皮膚等の粘膜あるいは呼吸器系であり、その症

状も結膜炎,気管支炎等で代表されるように皮膚粘膜刺激症状,炎症症状が中心である。この現われ方は,気温,湿度,気圧,前線あるいは逆転層等の環境要因ならびに性,年齢,体質等の人側の要因によつて左右されるものであり,急性から慢性にいたるまで各段階の健康被害が生ずる。その他の影響としては,青空の喪失,視程障害,悪臭等による不快感等の心理的,感覚的な影響がある。

大気汚染の影響により多発する疾患としては,現在,慢性気管支炎,気管支ぜん息,ぜん息性気管支炎および肺気しゅくならびにこれらの続発症があげられているが,大気汚染との関連性の有無を明らかにするためには,一般に疫学的方法が用いられている。

人体に影響を及ぼす主な汚染物質としては,すでに環境基準の設定をみたいおう酸化物,一酸化炭素のほか,窒素酸化物,炭化水素,浮遊ふんじんなどがあり,これらについても影響の解明,環境基準設定のための検討等が進められている。

昨年,東京都内で問題となつた自動車排出ガスに伴う鉛汚染事件については,その後の調査により鉛中毒の心配がないことが判明した。これを契機に鉛の環境基準が検討されることになり,また,大気汚染防止法で,工場,事業場からの鉛の常時排出規制が行なわれ,さらに,自動車排出ガス中の鉛の許容限度も設定されることとなつた。

また,45年夏,東京都内で発生した光化学スモッグ事件を契機に,大気汚染防止法の緊急時の措置が強化され,また,光化学スモッグ起因物質である窒素酸化物,炭化水素,オキシダントの環境基準の設定が検討されることになつた。

なお,公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づき,公害病と認定された患者は,46年6月末現在で4,052人で,このうち大気汚染関係は,川崎市443人,四日市市687人,大阪市1,853人,尼崎市1,069人となつている。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第3章 公害対策

##### 第2節 公害の現状

#### 2 水質汚濁

水質汚濁が、人の健康や上水道、漁業等に悪影響を与えるものとして問題になつてすでに久しく、近年では、ますます深刻の度を加えているが、この背景としては、急速な経済成長に伴う水消費量の増大(とくに紙、パルプ、食料品、化学等の業種における大幅な用水の増大)、自然の浄化能力をこえた人口や産業の都市集中、下水道等の社会資本の整備の立ちおくれなどが指摘されている。

また、最近の水質汚濁の特徴としては、(1) 大都市や工業都市の河川の汚濁がきわめて著しいこと。(2) 水質汚濁が、大都市の周辺や地方都市へと広がり、全国的な規模で拡大していること。(3) 重金属汚染やヘドロの堆積等にみられるごとく、汚濁の因子や汚濁形態が多様化してきたこと。(4) 海域の汚濁が著しくなつてきたことなどがあげられている。

大都市内の河川の水質は、用・排水量の増大、下水道整備の遅れなどにより、悪臭の発生限界といわれるBOD10ppmを大幅に上回るものが多いが、種々の対策が講じられた結果、隅田川、寝屋川等のように、水質汚濁のピークを脱し、改善の方向にあるものもある。一方、中小都市の河川の汚濁は、概して大都市ほどには至っていないが、近年になつて進行しているものがある。

海域においても、排水量の多いところや内湾や港湾等の水の移動の少ないところで汚濁が進行し、水産被害はもとより、日常生活環境に悪影響を及ぼすに至っている。特に、東京湾、三河湾、伊勢湾、瀬戸内海等における「赤潮」の発生や、田子の浦、洞海湾におけるヘドロ問題と呼ばれる著しい汚濁が注目された。また、海水の汚濁に伴い、大都市周辺の海水浴場は打撃を受け、塩素滅菌、オイルフェンスの設置等の応急対策でかろうじてしのいでいるところもある。

湖沼の水質汚濁としては、有機排水、とくに窒素、リンの栄養塩類の大量流入による富栄養化が近年の特徴であり、諏訪湖、琵琶湖(南湖)等で顕著になつているほか、野外レクリエーション活動の活発化に伴つて湯の湖、芦の湖、丸池等の湖沼で透明度の低下等水質の悪化の傾向にある。

また、水銀、カドミウム、シアン等の人の健康を阻害する汚濁物質については、人の健康の保護に係る項目として環境基準が設定され、対策が講じられているところであるが、一方では、水質汚濁に起因して、水俣病やイタイイタイ病で代表される健康被害のほか、農業、水産業、水道原水、野外レクリエーション等のための自然環境、工業用水道等の被害が生じている。

このうち、水銀(水俣病)およびカドミウム(イタイイタイ病)に対しては、環境汚染暫定対策要領に基づいて対策が講じられており、水俣病やイタイイタイ病の新たな発生はみられていない。しかしながら、金属鉱山等の排水が流入している農用地で、カドミウム汚染米が認められるなど農業被害が生じている。また、最近の水産被害としては、シアン等毒物による魚類の大量へい死、油の漂着による漁場の汚染、赤潮の発生による魚介類のへい死のほか、ビニール等固形物による漁業操業の障害等がある。水道原水被害の最近の傾向としては、利根川で発生した臭い水事件にみられるように、異臭味物質や着色物質による被害が激増している。このほか、産業になくってはならない工業用水の水質の悪化もみられる。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

第3章 公害対策

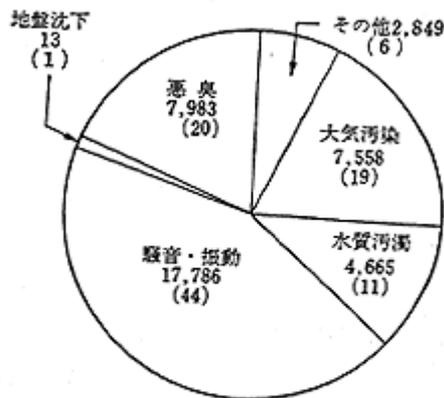
第2節 公害の現状

3 騒音

騒音は、感覚的に容易にはあくできるものであるだけに、快適な生活の阻害要因として強く意識され、地方公共団体に寄せられる公害に関する苦情のうちで最大多数を占め、市民生活の相隣関係的な事柄から臨海工業地帯の後背地域におけることがらまで大企業、中小企業、零細企業を問わずひん発している(第2-3-1図、第2-3-2図)。騒音公害解決の困難さは発生源の多種雑多なことのみならず高密度社会において高度経済成長を遂げつつあるわが国産業の地理的、社会的な本源的性格にも基因していると思われ、その解決は容易ではない。

第2-3-1図 公害の苦情・陳情件数

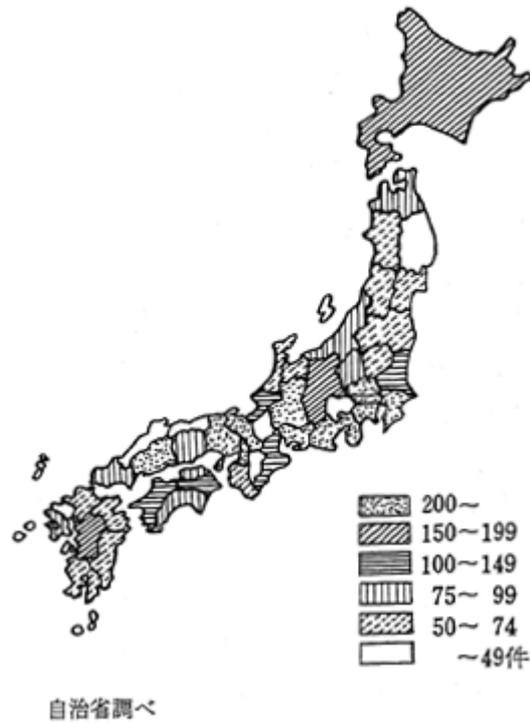
第2-3-1図 公害の苦情・陳情件数  
(44年度)



自治省調べ  
割 ( )内の数字は%

第2-3-2図 騒音、振動に係る苦情・陳情分布図

第2-3-2図 騒音, 振動に係る苦情・陳情分布図  
(44年度)



発生源別に騒音の概況を示すとつぎのようになる。

#### (1) 工場騒音

工場騒音は機械等の発生音量が大きいこと,工場建物が粗悪であること,工場と住宅との混在が進行していることなどにより公害を発生している。

#### (2) 建設騒音

建設騒音は,施工中の各種打撃音,破壊音,掘削音や機械類のエンジン音等で,特定建設作業としては,くい打作業が最も多く,ついで,さく岩機,空気圧縮機,リベット作業が多い。

#### (3) 交通騒音

自動車による騒音は,排気管,タイヤ,エンジン等から発生する音よりなっており,一般に走行速度が大きくなるに比例して騒音も増大している。新幹線騒音は現在可能な技術レベルを注入して騒音防止工事の施工に努めているが今なお苦情が多い。

#### (4) 航空機騒音

航空需要の増加に伴って国際線,国内線ともに急速にジェット化が進み,東京,大阪両国際空港周辺に航空機の騒音問題を発生させている。

以上のような騒音の影響としては,不快感,会話の妨害,作業能率への影響,睡眠障害等があげられる。また,前述のとおり公害に係る苦情陳情の中で騒音に関するものは常に最多数を占めており,住民の日常生活に大きな影響を及ぼしていることがうかがわれる。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

第3章 公害対策

第2節 公害の現状

4 悪臭

悪臭は人に不快な感じを与える「におい」の総称であり、悪臭を発する物質は数多くあるが、公害の観点から問題になっている悪臭物質は、刺激性の臭気を有する塩素、アンモニアなどの無機化合物のほか、メチルアミンなどのアミン類、メチルメルカプタン等のメルカプタン類、酪酸等の脂肪酸類、アクロインなどの有機物が中心である。

悪臭物質の発生源としては、クラフトパルプ製造業、石油精製業、化学肥料製造業、ゴム工業等の化学工業系統、へい獣処理場、と畜場、獣骨とか魚腸骨等を処理する化製場、養豚、養鶏場、配合肥料工場等の化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等の清掃系統があげられる。

悪臭は、騒音等と同じく人の感覚を直接刺激し、不快な感じを与えるものであるため、従来から苦情件数がきわめて多い公害の一つである(第2-3-5表)。

第2-3-5表 保健所型別公害に対する苦情・陳情受付件数

第2-3-5表 保健所型別公害に対する苦情・陳情受付件数  
(43年)

	U (都市型)	UR (中間型)	R (農漁村型)	L (へき地型)	S (支所型)	計
保健所数	192	67	334	107	19	719
大気汚染	1,162	152	252	29	0	1,595
水質汚濁	692	283	721	155	10	1,861
騒音・振動	1,889	222	286	18	2	2,417
悪臭	1,876	836	1,469	274	19	4,474
その他	992	269	1,113	157	3	2,534
計	6,611	1,762	3,641	633	34	12,881

保健所公害行政研究委員会調べ

悪臭問題の発生状況の動向を保健所の類型別に苦情、陳情の受付件数からみると、U型(都市型)の保健所においても、他の大気汚染等の苦情等を引き離して騒音、振動と悪臭がほぼ同一の件数を示している。これがUR型(中間型)、R型(農漁村型)、L型(へき地型)、S型(支所型)においては悪臭に関する苦情・陳情の受付件数が他の公害の苦情等を引き離して圧倒的に多く、UR型、R型保健所では苦情、陳情件数のほぼ半数を悪臭が占めている。

すなわち都市、農漁村をとわずいかに悪臭が地域住民の問題になっているかがわかる。

悪臭物質による人体影響については、これまで本格的な調査研究はなされておらず、一般的には不快感等の生活妨害としか表面的には認識されていない。もちろん、これらの悪臭物質の濃度が高ければ、皮膚や粘膜を刺激し、せき、たんなどの増加から始まって頭痛、嘔気、嘔吐さらには気管支炎等の各種の症状を呈する。

しかし、これは悪臭としてよりは有害ガスの影響と考えるべきである。

最近はこの悪臭物質に長期間反復暴露されると嗅覚脱失等の嗅害障害が起こる可能性が指摘されている。また、嗅覚脱失等のような器質的障害だけではなく心理的影響を加味した機能的な影響の集積による二次的悪影響が心配されており、その解明が望まれている。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第3章 公害対策

##### 第2節 公害の現状

#### 5 重金属による土壤汚染

---

最近各地で大気汚染、水質汚濁等を媒体とした農用地の土壤汚染が顕在化しつつあり、45年12月の公害対策基本法の一部改正において典型公害の一つとして加えられたところであるがこの土壤汚染の原因となる物質としては、有機物、無機塩類、重金属類および農薬等があり、その中で土壤汚染物質としてもつとも問題となるのは重金属である。

問題となる重金属としては、水銀、セレン、カドミウム、クロム、マンガン、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ビスマス、鉄等がある。

重金属は地殻の構成成分として自然界に存在するものであるため、重金属による環境汚染問題が生じた場合、自然界に存在する重金属による汚染の要因も考慮して対策を講じなければならない。

人為的な重金属汚染の発生源としては、金属精錬所、化学工場、金属工場、電気部品工場等があり、そのほか、自動車排出ガスからの鉛、重油燃焼によるバナジウムや、塗料、肥料、農薬等がある。

土壤汚染による直接の被害は、農作物の生育の阻害やそこで生育した農作物等の有害化であるが、さらに食物連鎖により農畜産物を有害化し、また人の健康被害を生ずるおそれがある。

土壤汚染の原因となつているおもな重金属類としては、カドミウム、銅、亜鉛等があげられるが、現在、これらのうち、カドミウムについては人の健康上問題のあるものとして、また、銅、亜鉛については、農作物等の生育を阻害するものとして考えられている。

---

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第3章 公害対策

##### 第3節 公害の防止

#### 1 基本的施策の具体化

逐年深刻化の度合いを深めるわが国の公害問題に対処するため、45年においては、ばい煙の排出規制の強化、排水規制の強化、公害防止施設整備に対する助成の拡充、公害紛争処理制度の確立等の諸施策が実施されたが、光化学スモッグ、鉛汚染、ヘドロ問題の発生等従来の公害関係法体系のもとでは、十分な防止を期しがたい局面も出現するに至った。このような深刻の度を深める公害問題に十分対処するため、45年12月末の第64回国会(公害国会)において公害対策基本法をはじめとする関係14法の改正整備が行なわれ、続く第65回国会においても悪臭防止法等の3法の制定が行なわれたほか、46年7月には公害関係施策の一元的実施体制を整備するために環境庁が発足するなど画期的な施策が講じられた。これらも含め、45年度において講じられた基本的施策は、つぎのとおりである。

##### (1) 公害関係法制の整備

45年末の第64回国会においては、公害対策基本法をはじめとする14法律が改正され、あるいは、制定された。厚生省は、国民の健康の保護という観点から、すべての法律に関与したが、厚生省が直接立案を行なったのは、大気汚染防止法の一部改正法、騒音規制法の一部改正法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、自然公園法の一部改正法、毒物及び劇物取締法の一部改正法の5法であった。

続く第65回国会においても、悪臭防止法等の三つの公害関係法律が成立したほか、環境庁設置法が制定された。

以上の法律により、明確にされた主な点をみると、つぎのとおりである。すなわち、いわゆる経済調和条項を削除して、公害対策に取り組む国の基本的姿勢を明確にするとともに、国民が健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることを確認したこと、公害の範囲を拡大し、特に土壌汚染を典型公害に加え、この実施法として農用地の土壌の汚染の防止に関する法律を制定したこと、廃棄物の処理を重要な公害防止施策の一項目として位置づけたこと、今後は公害の防止のみならず広く自然環境の保護も行なうことにより環境保全行政を強力に推進していくこととしたこと、その他公害防止対策を強力に推進するためにいわゆる直罰の導入など規制を大幅強化したほか、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の制定によりいわゆる公害罰を創設したこと、公害防止事業について、事業者の費用負担義務を具体化するとともに、地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を設けたこと、従来統一的な規制が行なわれていなかった悪臭について、悪臭防止法を制定したこと、公害関係規制法の整備強化に対応して企業内の公害防止組織を整備することとしたこと、などである。

##### (2) 公害行政の一元化

これまで、公害対策基本法の規定に基づき公害対策会議を設置して公害関係施策の総合的実施の推進を期してきたが、激化しつつある公害問題に対処するため、昨年7月31日に内閣に公害対策本部を設置し、さらに46年7月1日から環境庁を発足させ、公害関係施策の一元的かつ強力な実施体制の整備を図ることになった。

環境庁においては、公害関係行政の大部分と、自然環境保全行政を一元的に所掌するほか、関係各省に残された公害関連施策についても関係事務の調整、経費見積方針の調整、試験研究費の一括計上等を行なうことになっている。環境庁の発足に伴い、厚生省からは公害部と国立公園部が移管された。

### (3) 環境基準

環境基準は、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、公害の防止を目的とする各種行政施策の共通の具体的な目標となるものである。

昭和44年2月には、いおう酸化物について、45年2月には一酸化炭素について、それぞれ人の健康が保護に係る環境基準を設定したのに続き、45年4月には、水質の汚濁に関し、人の健康の保護および生活環境の保全に係る総合的な環境基準を設定した。

水質汚濁に関する環境のうち、生活環境の保全に係る項目は水域類型別に設定されているため、これを適用するには各水域をそれぞれの類型にあてはめる必要があるが、45年9月には49の主要な水域について、このあてはめが行なわれた。

大気汚染に係る環境基準については、浮遊ふんじんについて、すでに厚生省の生活環境審議会でその委員会の報告をもとに審議が進められており、また、光化学スモッグの起因物質といわれる窒素酸化物、炭化水素、オゾン等の物質および鉛については、同審議会に専門的見地から検討が進められたが、46年7月1日に環境庁が発足し、以後の作業は中央公害対策審議会において引き継いでいくこととされ、それをもとに環境庁を中心にまとめていくことになっている。

騒音に係る環境基準については45年12月25日に生活環境審議会から厚生大臣に答申があり、これを基礎にして46年5月25日に閣議決定された。これによれば、工場騒音、道路交通騒音を中心とした一般騒音と鉄道騒音、航空機騒音のような間接的、衝撃的騒音を中心とする特殊騒音に分け、このうち一般騒音について基準を定めたものであるが、特殊騒音については今後も検討を進めていくこととされている。

### (4) 公害防止計画の策定

公害対策基本法第19条に基づく公害防止計画は、環境基準とともに公害対策基本法に規定されている具体的な基本的施策である。

公害防止計画は、現に公害が著しい地域もしくは人口および産業の集中等により公害が著しくなるおそれがある地域を対象として公害防止を総合的、計画的に行なおうとするものである。

その第1次地域としては、千葉県千葉・市原、三重県四日市および岡山県水島の三地域を選び、昭和44年5月に内閣総理大臣から基本方針を指示し、45年12月に計画の承認を行ない、現在計画が実施に移されている段階にある。

第2次地域は、東京、神奈川、大阪の三地域および水質汚濁問題に限って計画が行なわれる埼玉県荒川、千葉県江戸川、京都府淀川、奈良県大和川の各地域が対象であり、46年5月25日に基本方針が指示され、現在計画案の作成が行なわれている。

公害防止計画は、今後計画策定の速度を早めていくこととされており、第3次地域として予定されている名古屋、兵庫県東部、北九州、鹿島、大分の5地域についての基本方針が本年9月に指示された。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第3章 公害対策

##### 第3節 公害の防止

#### 2 各種公害対策の推進

##### (1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止対策は、43年に制定された大気汚染防止法を中心として行なわれているが、広域化、多様化した今日の大気汚染問題に対処するため45年12月第64回国会において大気汚染防止法の一部改正が行なわれ、政令、省令等と合わせ46年6月24日から施行された。その主な内容は、ア ばい煙の排出規制を全国に拡大することとし、指定地域制を廃止したこと、イ 塩素、ふつ化水素等を有害物質として常時排出規制を行なうなど規制対象物質を拡大したこと、ウ いおう酸化物については、従来どおり国が地域ごとに排出基準を設定するものとし、いおう酸化物以外のばい煙については、国は全国一律の排出基準を定め、都道府県は地域の実情に応じ、よりきびしい排出基準を上乗せできることとしたこと、エ 排出基準違反に対してはただちに処罰しうることとしたこと、オ 燃料使用規制を導入したこと、カ 粉じん発生施設について事前届出制等の規制措置を行なうこととしたこと、キ 緊急時の措置を強化したこと、ク 火力発電所等のばい煙発生施設について、都道府県知事が通商産業大臣に対し電気事業法等による措置をとることが要請できるものとしたことなどである。

自動車排出ガス対策としては、道路運送車両法の保安基準により、41年9月からガソリンを燃料とする新車の普通自動車および小型自動車について、一酸化炭素の排出規制を開始している。一方大気汚染防止法においても従来から自動車排出ガス対策として排ガス中の一酸化炭素について許容限度が設けられていたが、同法の一部改正に伴って炭化水素、鉛化合物および窒素酸化物についても許容限度が課せられることとなった。またガソリン中の鉛の問題については、加鉛量の少ないガソリンの使用を指導するとともに、46年3月に、加鉛量の最高限度を引き下げる毒物および劇物取締法施行令の改正を行なった。

光化学スモッグ対策は、光化学スモッグの起因物質である窒素酸化物、炭化水素等の汚染物質を規制することが対策の基本と考えられており、炭化水素については、大気汚染防止法の改正により自動車排出ガスとして規制をすることとしたほか、窒素酸化物についても同法により、常時排出規制をする方向で検討されている。

大気汚染問題に対処するためには、大気汚染の状況を常時はあくできる体制を確立する必要がある。このため監視測定体制の整備を積極的に進めてきた。

未規制物質も含め大気汚染の態様を全国的な視野ではあくし、環境基準の設定、公害防止計画の策定等に資することを目的として、全国の主要都市11か所に、国設大気汚染測定所が設置されている(46年2か所新設予定)。

地方公共団体における監視測定も現在は、従来の二酸化鉛法やデポジットゲージによる方法に代わって、常

時測定可能な自動測定記録計の整備が逐次進められており、また、テレメーターシステムの採用による情報処理のシステム化がはかられてきている。

また、最近の大気汚染の広域化に対処するため、阪神地域等において、地方公共団体の行政区画を越えた広域監視測定体制の整備が進められている。

そのほか、大気汚染の基礎的対策の一つとして、大気汚染の事前予防をはかるため、工業開発が予定されている地区等に対する大気拡散調査や、気象条件、地上環境濃度の測定等を目的とする環境大気調査を、引き続き実施した。

## (2) 水費汚濁防止対策

昭和45年12月に水質汚濁防止法が制定され46年6月24日から施行されたが、この法律は従来までの水質保全法と工場排水規制法を合併し、さらに規制措置を強化したものである。

水質汚濁防止法の改善の主たる内容は、ア 従来の指定水域制を廃止し、全公共用水域について排水規制を実施することとしたこと、イ 排水基準については、国が一律の基準を定め、都道府県は、水域の事情に応じ、よりきびしい基準を上乗せできるものとしたこと、ウ 排出規制を強化し、排出水の排水の一時停止命令規定および排水基準違反に対する直罰規定を設けたこと、エ 異常湧水時等における緊急時の措置を規定したこと、オ 水質監視測定体制を整備し、都道府県知事は、水質測定し、水質汚濁の状況を公表しなければならないことなどである。

また、同じく45年12月においては、近年急速に進行している海洋汚染の問題に対処するため海洋への油および廃棄物の排出規制、廃油の適正な処理の確保などにより海洋の汚染を防止し、海洋環境の保全に資することを目的とした海洋汚濁防止法が制定された。

また、水質汚濁防止の点を考慮した下水道法の一部改正が行なわれた。

## (3) 重金属汚染の防止対策

重金属類は土壌や生物に蓄積し濃縮する傾向があるため、排水量が微量であつてもそれが長期間にわたると人体と生活環境に悪影響を及ぼすことがあるため、規制基準の設定等に際してもこの点を考慮しなければならない。

また、汚染後においては、汚染土壌や汚染農畜産物についての対策のほか、住民の健康診査等の保健対策を実施する必要がある。

ばい煙中のカドミウム、鉛などについては、45年12月に改正された大気汚濁防止法により直接的な規制が行なわれることになり、また、アルキル水銀、クロムなどの6項目の重金属類については、水質保全法に基づき45年度末においては103水域において規制が行なわれているが、45年12月には規制をさらに強化するため水質汚濁防止法が制定された。

また、カドミウムなどによる土壌の汚染に対処するため、農用地の土壌を重金属等による汚染から保護することにより人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護および生活環境の保全に資することを目的とした農用地の土壌の汚染の防止等に関する法律が制定された。

重金属による健康被害の救済対策として健康被害救済法により、水俣病、イタイイタイ病の認定患者について医療費等が支給されているほか、厚生省では40年以来カドミウムや水銀についての広範な環境汚染調査に基づき暫定対策を実施している。水銀生物汚染調査は、すでに約100水域で行なつたが、現在までの調査の結果、水俣病の発生の心配はないとされている。また、カドミウム汚染要観察地域7地域においては、これまでのところカドミウム中毒と判定されるものは発見されていない。

#### (4) 騒音対策

騒音は公害の中でも最も苦情、陳情件数の多い公害であり、近年においてはモータリゼーションの広範な普及に伴って交通騒音が住民の生活に及ぼす影響が多々深刻となつてきている。このような事情をうけて45年12月騒音規制法の一部改正が行なわれた。改正の主な点は、ア 騒音中、工場騒音と建設騒音の規制実施地域を一致させるとともに、その範囲を拡大したこと、イ 交通騒音対策として個々の自動車に発生騒音量の許容限度を設けることおよび集団としての自動車の交通に対して道路交通法による通行制限等の措置がとりうるような規定を設けたこと、ウ 電気工作物およびガス工作物である騒音発生施設に対しても部分的に都道府県知事の措置がとれることとしたこと、エ その他測定に関する規定を設けたこと等である。

個別騒音発生源対策についてみるとまず工場騒音については、騒音防止対策調査などの調査を行なつて実態をはあくするとともに関係者に対する技術指導、事業場に対する啓蒙普及、騒音防止のための試験研究助成等を行なつてきた。

くい打機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する特定の建設作業に伴う騒音については、騒音規制法によつて規制が行なわれており、また、低騒音工法、建設機械の開発、普及が進められている。

交通騒音対策のうち自動車騒音については道路運送車両法に基づく保安基準により規制が行なわれており、新型式車に対する型式審査、中古車に対する車両検査の際にチエツクがなされている。また新幹線騒音については、建設計画の段階から騒音防止に留意してきたが、開通後は学校、病院等に防音壁を設置するなどの対策が講じられている。

民間航空機の騒音については、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づいて、離着陸の経路、時間等航行の方法の指定、東京および大阪両国際空港周辺の学校病院等の防音工事費や共同利用施設の整備費の補助、建物等の移転補償等が行なわれるほか、行政指導により深夜におけるジェット機の発着の禁止等の措置が講ぜられている。

防衛施設周辺の施設については、防衛施設周辺整備法による損失補償、防音工事の助成、集団移転補償、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による損失補償等が行なわれているほか、自衛隊機、米軍機の飛行方法等の規制が行なわれている。

#### (5) 悪臭防止対策

悪臭問題については、従来、国の法律による一元的な規制は行なわれていながつたが、その理由としては、大気汚染、水質汚濁等による深刻な被害を防止するための対策に力が集中的に向けられていたこと、悪臭による被害はただ人に不快感を与えるだけとして理解されていたこと、においの分析測定に困難な点が多いこと、効果的な悪臭防止技術の開発が遅れていたことなどが考えられる。

しかしながら悪臭に関する研究、悪臭防止技術の開発も一応の水準に達し、また、国民の間に悪臭防止法制定を望む声が強まつてきたこと、さらに同法の制定に伴つて研究の促進助成措置の整備などの波及的效果も期待できることなどから、厚生省においては同法制定のための作業を進めて、第65回国会において同法の成立をはかつた。

同法は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出を規制する等の措置を講ずることにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。規制の対象とする悪臭物質は、アンモニア等の不快なにおいの原因となる物質を政令で定めることとし、規制地域は都道府県知事が市町村長の意見をきいて指定し、規制基準は悪臭物質の種類ごとに、総理府令で定める範囲内で、地域の実情に応じ都道府県知事が市町村長の意見をきいて定めるものとしている。規制地域内に工場その他の事業場を設置している者は規制基準を遵守しなければならず、これに違反している者に対しては、都道府県知事が改善勧告および改善命令を発することができることとなつている。

#### (6) 公害防止事業団等

公害防止の実効を期するためには、発生源に対する規制と並んで、公害防止施設の整備に対する助成を強化

することも必要であり,国および地方公共団体等によつて資金面,税制面の助成措置が講じられている。

40年に設置された公害防止事業団は,公害防止のための共同公害防止施設や工場,アパート,工場移転用地の造成,譲渡を行なうほか,企業の公害防止施設の設備資金の貸し付けを行なっている。45年度は,事業規模は,44年度の160億円に対し,210億円となり,内訳は造成建設事業120億円,貸付事業90億円と大幅に拡大されさらにその後の公害防止施設の緊急措置を迫られている工場,事業場からの需要に應ずるため,貸付事業に100億円の追加が認められた。なお,46年6月24日から,騒音防止設備,ふんじん防止設備等への貸付対象の拡大が行なわれた。

公害防止施設の措置推進のための助成としては,公害防止事業団によるもののほか,中小企業振興事業団,中小企業金融公庫,日本開発銀行からの融資,中小企業近代化資金による融資等がある。税制上の措置としては,ばい煙処理施設,汚水処理施設等の各種公害防止施設に対する特別償却制度や固定資産税の軽減措置が講じられ,また,重油脱硫を促進するための減税措置が講じられている。

## (7) 健康被害救済制度

公害による被害の救済に関しては,その原因行為が事業活動その他人の活動に伴うものである以上,一般の民事紛争と同様に司法上の救済制度によることが原則であるが,公害問題は,因果関係の究明,故意過失等の点で解決が困難なことが多いという特殊性をもつことから,迅速かつ円滑な救済をはかるため,行政上の応急的なつなぎの措置として,44年12月に,公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が制定された。同法に基づき,同年12月,水質関係(水俣病,イタイイタイ病)では,新潟県の阿賀野川下流地域,熊本県,鹿児島県の水俣湾沿岸地域および富山県神通川下流地域の3地域,大気汚染関係(慢性気管支炎,気管支ぜんそく等の呼吸器系疾患)では,川崎市大師田島地域,四日市塩浜地区等および大阪市西淀川区の3地域を,それぞれ救済対象地域として指定し,45年2月から,これらの地域の公害の影響による健康被害者(認定患者)について,医療費,医療手当,介護手当を支給しているが,さらに,45年12月には,尼崎市の東部・南部地域を大気汚染関係の救済対象地域として追加指定し,同月から,これらの救済措置を適用した。また,46年4月から,医療手当の支給要件の緩和,手当額の増額等の改善措置を講じた。

なお,本制度による給付に要する費用は,産業界が2分の1を負担し,残額を国と地方公共団体が負担することになっている。

## (8) 公害紛争処理制度

公害紛争の解決は,最終的には民事訴訟法等の司法制度によることになるが,公害問題の特殊性から,迅速な解決をはかるのに必ずしも十分ではないという問題があつた。このため,45年5月第63回国会において,公害紛争処理法が成立し,同年11月から施行された。同法に基づき,国には中央公害審査委員会が置かれ,重大事件,広域処理事件等について調停,仲裁を行ない,都道府県は条令で都道府県公害審査会を置くか,または知事が公害審査委員候補者名簿を作成し事件ごとに委員を指名して,公害紛争の和解の仲介,調停,仲裁を行なうこととなつた。

また,同法に基づき,都道府県または人口25万人以上の市には,住民が公害についていつでも苦情を申し出ることのできる公害相談の窓口として「公害苦情相談員」が置かれることとなつた。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第1節 自然公園等における自然保護の動向

###### 1 自然公園における自然保護

自然公園はすぐれた自然環境を保護するとともに利用の増進をはかり、国民の保健、休養に役立てることを目的として設定されており、その管理は、保護と利用計画に基づいて行なわれている。

###### (1) わが国の自然

日本列島は、地質上アジア大陸と一連のしゅう曲山脈であり、地塊運動による土地の昇降もひん繁であるうえ、太平洋をめぐる環太平洋火山帯に属するため、世界にもまれな変化に富んだ地形を呈しているが、さらに亜熱帯地方から亜寒帯地方にのびる細長い国土は、季節風地帯に属するために気候は、比較的暖かく、年降雨量は大きい。その湿潤な気候は6,000種にも及ぶ多様な植物の繁茂をもたらすのみならず、溪谷、湖水および瀑布などに豊かな水を供給し、複雑な地形とあいまって繊細優美な美しさを持つた多様な景観をかたちづつつている。

###### (2) レクリエーション地域の拡大と確保

美しい、豊かな自然は人間の生活にとって欠くことのできないものである。生活環境の中にある身近な自然がゆたかに保全されていることは、人間の快適な生活のために不可欠のものといえることができるが、すぐれた広大な自然環境における人間の自然とのふれあい、すなわち、野外レクリエーションは、高度に発展しつつある現代社会における生活の緊張、疎外からの回復の手段として、今後いつそう重要かつ切実なものとなるであろう。

このような国民のニードを満たすための地域を確保し、かつ将来に備えて拡大することは、現代のわれわれにとって必要であるのみならず、後代の国民に対するわれわれの責務である。

国立公園、国定公園をはじめとする自然公園は、良好に保全されたすぐれた自然環境を国民の利用に供するものであるが、このような野外レクリエーションに対する国民のニードのすう勢に即して、公園の新設、区域の拡大計画の整備に努力する必要がある。

また従来ともすれば、公益事業をはじめとする産業開発が国民生活への貢献を理由に、観光開発が利用の促進を理由にしてそれぞれおしすすめられ、自然の改変、損壊が安易に行なわれてきたが、現代における豊かに保全された自然環境の重要性にかんがみ、少なくとも、自然公園の区域にあつては自然の保護を最優先のものとして、開発行為に対してはきびしい態度でのぞむこととしなければならない。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第1節 自然公園等における自然保護の動向

##### 2 自然保護の今後の方向

---

従来の自然保護は多分に感覚的、視角的なものに重点がおかれており、たとえば自然の改変に対する可否を判断する場合にも、現状の目で見えた美しさとその損傷の程度はどうかという風致的判断によつて行なわれていた。

しかしながら、自然の持つ意義が単に美しいすぐれた風致の維持から、日常の生活環境の保全、野外レクリエーション環境の確保へと移るとともに、自然環境一般の保全へとその重点が移行しなければならない。

自然公園法においては、このような観点から昨年12月の第64回国会において他の公害関連13法案とともに一部改正が行なわれ、自然環境の保全に対する国の責務を明らかにしたほか、自然公園内の風致または景観上重要な湖沼湿原等の水質汚濁防止をはかることとされたのである。

また、国におけるこのような動きに呼応して多くの都道府県において、自然公園の区域外の日常生活圏における自然の保護のための自然保護条例や環境保全条例を制定する動きが活発となり、いくつかの都道府県においてはすでに実施されている。

自然保護の重要性が認識されるにつれ、その強化をはかるためには、自然保護行政を単独にとりあげるのではなく、公害対策、国土計画等とあわせて総合的な環境保全対策の一環として考えられなければならないことが明らかとなつてきた。そこで46年7月1日に発足した環境庁において、公害対策と並ぶ2本の柱として自然環境保全がとりあげられることとなつた。

---

各論

第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

第4章 自然公園とレクリエーション

第2節 自然公園

1 自然公園の指定と計画

(1) 自然公園の指定

わが国の自然公園体系は、昭和6年の国立公園法制定以来、昭和32年の自然公園法制定を経て、現在、23の国立公園、44の国定公園、279の都道府県立自然公園に発展し、国土総面積の13.5%を占め、国土の自然保護と国民の野外レクリエーションの場として重要な役割をはたしている。

昭和45年度においては、東海自然歩道の沿線を中心に愛知高原、揖斐関ヶ原養老、室生赤目青山および大和青垣の4か所の新しい国定公園の指定ならびに天竜奥三河、飛騨木曾川、鈴鹿および琵琶湖の4か所の国定公園の区域拡張を行なった。なお、国立公園についても、陸中海岸国立公園の北部久慈海岸一帯の地域を公園区域に編入した。

昭和43年6月に復帰した小笠原諸島については、公園区域、公園計画の原案を策定し、同諸島の復興開発計画との調整をはかつており、早急に国立公園指定の事務を進める予定である。

第2-4-1表 自然公園の数と面積

第2-4-1表 自然公園の数と面積  
(46年6月現在)

	数	面 積	面 積 国土面積 %
国 立 公 園	23	ヘクタール 1,961,693.8	5.31
国 定 公 園	44	991,204.8	2.68
都道府県立自然公園	279	2,023,546.0	5.47
計	346	4,976,444.6	13.46

厚生省国立公園部調べ

また沖縄の本土復帰をひかえ、45年3月および10月回諸島の自然公園調査が実施された。この調査により、とくに八重山諸島西表島における亜熱帯原生林および海中景観の傑出した価値が確認され、本土復帰に伴い、必要な地域について国立公園を設定することを検討している。

なお、現在、各道府県より12か所に及ぶ新しい国立公園の指定および区域拡張の申し出がされており、国立公園の新規指定・拡張とあわせて検討中である。

### (2) 自然公園の計画

国立公園の中には指定後の社会情勢の変化により、その区域および公園計画の改訂を必要としているものがあり、これらの公園については順次公園計画の再編成の作業を行なっているが、45年度においては、瀬戸内海国立公園六甲地区の計画を変更決定した。この計画では、都市行政との調整をはかり公園区域の再編成を行なうとともに、自然性の残された地域については、626ヘクタールの特別保護地区、2,610ヘクタールの第1種特別地域を指定し、自然保護の強化をはかった。引き続き、富士箱根伊豆国立公園箱根地区の再編成計画を立案し、現在関係各省と協議中である。また、富士箱根伊豆国立公園伊豆地区および伊勢志摩国立公園についても計画の再検討を進めている。

昭和9年に指定された大雪山国立公園について、火山地形、高山植物、亜寒帯性原生林および野生鳥獣を保護の対象として36,512.37ヘクタールにわたる広大な特別保護地区を指定し、原始的な自然景観の保護をはかった。

### (3) 海中公園地区の指定

45年7月の海中公園第1次指定に引き続き、同年12月第2次指定を行ない12地区の海中公園地区を指定した。第2回の指定は主として日本海等の温帯海域の海そう景観を対象としたもので、第1次指定とあわせて海中公園地区は全国で22か所となった。

第2-4-1図 国立公園および国定公園配置図



第2-4-2表 海中公園地区一覧表

第2-4-2表 海中公園地区一覧表

番号	公園名	海中公園地区名	面積 (ヘクタール)	都道府県名
1	(国立公園) 陸山	仙	23.4	宮 城
2	中陰	沼岡	7.6	兵 庫
3	海	野	9.9	、
4	岸	坂	19.2	、
5	野	本	9.8	鳥 取
6	吉 野	草	39.2	和 歌
7	雲 仙	天	16.2	熊 山
8	熊	草	5.1	、
9	野	草	30.4	、
10	霧 島	天	14.7	鹿 島
11	屋	牛	11.8	、
	(国立公園) 佐	桜		、
12	渡	佐	10	新 潟
13	弥	海	6	、
14	彦	府	5	、
15	能 登	川	6.3	石 川
16	半	木	19.1	、
17	島	浦	30.2	福 井
18	湾	方	15.5	德 高
19	岸	島	24.9	愛 佐
20	摺	濠	32.3	宮
21	海	海	45.5	
22	岸	南	55.9	
計	12 公園	22 地区	438.0	

厚生省国立公園部調べ

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第2節 自然公園

##### 2 自然公園の保護と管理

###### (1) 自然公園法の改正

自然環境の汚染を防止し、その保護の強化をはかることを目的として、第64回国会において自然公園法の一部改正を行なったが、改正の要点はつぎの3点である。

第1は、国、地方公共団体、事業者および自然公園利用者は、すぐれた自然環境を保護しその適正な利用がはかれるよう、それぞれの立場において努力すべきことを明らかにしたこと。

第2は、国または地方公共団体は、自然公園内の公共の場所について、その管理者と協力して、清潔の保持に努めるべきこととしたこと。

第3は、国立、国定公園内の特別地域および特別保護地区内の厚生大臣が指定する湖沼または湿原およびこれらの周辺、あるいは海中公園地区内において、汚水または廃水を排出する行為を、国立公園にあつては厚生大臣、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないものとしたことである。

###### (2) 管理体制の充実

国立公園を管理するための現地機関として国立公園管理員を設けているが、これらの管理員は、現地に駐在して、自然の風致景観の保護管理、公園事業者に対する指導、公園利用者に対する自然保護思想の普及、自然解説、国有財産の管理等、広範な業務を担当している。しかしながら現在、全国23国立公園196万ヘクタールに及ぶ広大な地域に対して、わずか56名しか配置されていないため、必ずしも管理に万全を期しているとはいえず、その大幅な増員が要請されている。

主要な国立公園には、国立公園管理事務所を設置し、管理員を集中駐在させている。現在管理事務所を置いている国立公園は、日光、富士箱根伊豆、阿蘇、阿寒、十和田八幡平、瀬戸内海の6公園である。産業開発や観光開発がさらに進展し、利用者もさらに増加することが予想されるので、管理員の増員とあわせて、管理事務所の増設をはかる必要がある。

国定公園については、都道府県が管理するたてまえとなつているが、同様に現地管理体制を整備していかなければならない。

国立、国定公園の保護および利用者の指導のためのボランティアとして自然公園指導員の制度を設けている。これらの指導員は、動植物の保護や公園の適正な利用、事故防止のための利用者の指導ならびに自然保

護思想の普及などの面でボランティア活動を行なっており、それぞれ成果を収めている。

### (3) 国立公園内の民有地買い上げ

公園の風致景観を保護するために、開発行為に対して制限を加えているが常に土地所有権との調整を考慮せざるを得ないので、民有地においては保護の徹底を期し難い。したがって、すぐれた自然景観を所期の目的に沿って完全に保護していくためには、公園の核心部にある民有地についてはできるだけ公有地化していくことが望ましいので、昭和42年度から、都道府県が行なう国立公園の民有地買い上げに対して国庫補助の措置を講じている。これまでに買い上げて公有地化した地区は第2-4-3表のとおりであり、これによつて、宅地造成、自然林伐採、工作物設置等の開発が排除され、自然景観の保護をはかることができることになった。

第2-4-3表 国立公園内民有地買上一覧表

第2-4-3表 国立公園内民有地買上一覧表						
年度	県	公園	地区	保護区分	面積	事業費
					㎡	千円
42	神奈川県	富士箱根伊豆 白山	箱根仙石原 中宮	特別地域	66,161	80,232
				特別地域	197,157	12,060
	計				263,318	92,292
43	神奈川県 広島	富士箱根伊豆 白山	箱根仙石原 中宮	特別地域	18,973	42,480
				特別地域	1,198,347	52,124
				特別地域	757	4,601
	計				1,218,077	99,205
44	神奈川県 香川	富士箱根伊豆 瀬戸内海	箱根仙石原 五色台	特別地域	4,974	12,097
				特別地域	100,373	87,594
	計				105,347	99,691
45	神奈川県 鳥取 香川 長崎	富士箱根伊豆 大山隠岐 瀬戸内海 西海	箱根仙石原 大山木谷 五色台 礫岩	特別地域	14,130	51,124
				特別地域	300,000	18,042
				特別地域	35,737	27,481
				特別地域	735,333	3,354
	計				1,085,200	100,000
	合計				2,671,942	391,188

厚生省国立公園部調べ

### (4) 湖沼の調査

わが国の国立公園および国定公園内には、大小さまざまな湖沼や湿原が存在しており、これらがすぐれた自然を特色づける重要な要素となつている場合が多いが、近年、公園を訪れる利用者が増大するに伴い宿泊施設等の利用施設も増加し、これらの施設から排出される汚水の流入により、若干の湖沼では汚染の進行が認められ、またその危険にさらされているものも相当あると思われる。したがってこれらの現状をはあくし、望ましい状態を維持するための対策を講ずるために、昭和46年度中に関東近辺に所在する、尾瀬沼、中禅寺湖、湯の湖、芦の湖、河口湖、山中湖、本栖湖、西湖、田貫湖、八丁池の10湖沼を選んで実態調査を実施することとなった。

### (5) 環境浄化対策(清掃)

自然公園を訪れる利用者の増大に伴って、空き缶、空きびん、紙くず、弁当から等の廃棄物によって、利用シーズンには主な利用地点はみぐるしい状態となっているが、これらの場所は、往々にして市街地や集落などの日常生活圏から離れており、交通の便も悪く、通常の市町村の清掃行政のペースでは定期的に清掃を行なうことはきわめて困難である。

このような現状にかんがみ、昭和46年度には清掃施設整備補助金として、1,519万円(都道府県補助率3分の1)を計上し、国立公園内の主要な利用地点を中心に、ごみ焼却炉、空き缶プレスなどを整備し、自然環境の浄化を積極的に推進することとなった。

## (6) 自然保護憲章

科学技術の著しい発達、加速度的な都市化現象、急激な工業化等に伴って、都市においても、農山漁村においても、身のまわりの生活環境から貴重な原始的環境に至るまで、自然環境の無秩序な破壊が著しく、国民のこれに対する批判も高まってきた。このような現状から、わが国本来のち密な美しい自然を保全するとともに、すべての国民が真の自然のあり方を理解し、人間が生存していくうえにいかに自然が大切であるかを十分認識する必要があるとして、民間の自然保護団体などを中心に、「自然保護憲章」制定の運動が進められているが、政府としても、これの制定にできるだけの協力をしていくこととしている。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第2節 自然公園

#### 3 国民公園および墓苑

旧皇室苑地であつた皇居外苑,新宿御苑および京都御苑は,国民公園として昭和24年以来厚生省が管理し,広く一般に利用され親しまれている。

皇居外苑は,昭和44年4月から建設省により森林公園として整備された旧江戸城北の丸地区を加えて,一般の利用に供されている。皇居前広場は,クロマツと芝生を中心に整備されており,利用者は全国から,年間約800万人に及んでいる。近年,交通量の増大による排気ガス等によつて,クロマツ等の樹木が衰弱してきたので,昭和40年度から計画的に補植等を行なつてきたが,昭和45年度も引き続き老木等の補植を行なつている。また,北の丸地区は,森林公園にふさわしく18.9ヘクタールの園内には,かん木を含めて百数十種,10万本をこえる樹木が植えられ,年間利用者は350万人に達している。

新宿御苑は,明治時代における和洋折衷の代表的庭園で,利用者は180万人に及んでいる。面積58.3ヘクタールの苑内には約1,400本の桜樹があるが四季にわたり花を観賞できるよう,昭和45年度より5か年計画をもつて全苑にわたる花木の整備を進めている。

京都御苑は,京都御所を囲む面積65.3ヘクタールの苑地で,御所の環境を守るとともに京都市の中央公園的役割を果たしており,年間利用者は約600万人に及んでいる。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は,千鳥ヶ淵にのぞむ1.6ヘクタールの墓地で,ここには戦後海外の各地から収集された遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨約16万7千柱が安置されており,年間の参拝者は約15万人に達している。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第3節 温泉

##### 1 温泉の現状

わが国は、世界有数の温泉国であり、昭和46年3月末現在、全国の温泉ゆう出源泉数は1万5,432か所(うち自噴源泉5,355か所、動力の装置された源泉7,032か所、未利用源泉3,045か所)、そのゆう出総量は、毎分134万リットルに及んでいる。

温泉法は、これらの温泉を保護し、その適正な利用をはかることを目的としており、温泉を掘さくし、あるいは温泉を公共の浴用または飲用に供しようとする場合などには、都道府県知事の許可を受けなければならないこととしている。昭和45年度の温泉法による全国の許可件数は、土地掘さく913件、増掘134件、動力の装置702件、浴用または飲用1,522件である。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第3節 温泉

##### 2 温泉の利用

温泉利用者は逐年増加しており、全国の1,748温泉地における延べ宿泊利用者は、昭和45年度には1億440万人に達している。

温泉の療養利用については、国立大学医学部に設置された温泉研究所(全国に6カ所)において、リハビリテーションを中心とした温泉医療が行なわれている。さらに、人口の都市集中に伴う精神的緊張を緩和する保養地として、また余暇時間を健全に利用するための休養地として、温泉の利用は重要な位置をしめている。

しかしながら、一部の温泉地においては、増大する温泉利用に応じて、無計画に温泉利用施設が増設される一方、温泉の過剰くみ上げによる温泉ゆう出量の減少、温度の低下および泉質の変化等温泉の衰退現象があらわれており、その対策が要請されている。

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第3節 温泉

#### 3 国民保養温泉地の整備

---

温泉の歓楽地化傾向を防止し、健全かつ大衆的な温泉地の育成をはかることを目標とした国民保養温泉地の制度がある。これは、自然環境に恵まれ、健全な社会環境のもとにある温泉地を厚生大臣が指定し、温泉の健全な利用を増進させようとするものである。昭和46年3月末現在、全国で52か所の温泉地が指定されているが、今後とも、国民保養温泉地として育成するに適した温泉地については、指定を行なっていく方針である。また、指定と同時に、それぞれの温泉地に適合した温泉地計画を定めており、この計画は、温泉浴場施設、宿泊施設、休養施設、温泉療養施設等の利用施設に関するものおよび環境改善に関するものを含み、公共施設については、保養温泉地施設整備補助金により、順次整備されつつある。

---

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第4節 レクリエーション

##### 1 レクリエーション施設の整備

#### (1) 歩道等の公共施設の整備

昭和45年度における国の直轄事業(全額国費)と国庫補助事業(国費と都道府県費折半)の総事業費は約9.7億円であつた。当該年度は次項の東海自然歩道のほか、特につぎの事項に重点をおき、効果的な施設の整備をはかつた。

ア 自然と人間とのより密接な交流をはかり、自然の良質な利用を促進するため、歩道の整備に重点をおいた。

まず第1に、自然の興味対象が濃密にある地区について、自然解説を主眼とした自然研究路を17路線整備した。

第2に、自然景観の傑出した地域の探勝歩道として、大雪山、北山崎、栗駒、尾瀬ヶ原、秩父多摩等の主要な歩道、第3に、箱根旧街道、六甲山、金剛葛城等の大都市近郊できわめて容易に利用できるハイキング歩道整備の継続的な整備を進めた。

イ 昭和45年7月1日、第1次指定の海中公園地区について、地区利用のための基盤的施設である駐車場、歩道、園地等の施設整備に着手した。

ウ その他、自動車による公園利用者の増大に対処し、快適な利用をはかるため、車道、駐車場、園地の整備を促進した。

#### (2) 東海自然歩道

昭和44年1月発表以来、国民の多数から大きな支持を得た「東海自然歩道」は、昭和44年度に整備された3か所のモデルコース(神奈川県裏丹沢11.8km、山梨県紅葉台青木ヶ原9.4km、三重県湯の山6.0km)に引き続き、昭和45年度には、1,000万円をもつて、全線にわたる調査を行ない、計画を再検討したのち、下記の区間の整備を行なつた。

昭和46年度も、事業費5億円(補助率2分の1)で、約350kmの整備を行なうこととしている。これによつて、全延長1,376.4kmの約半分が利用できるようになる。

### (3) 国民宿舎

国民宿舎は、自然公園や国民保養温泉地等のすぐれた自然環境の中に、だれもが気軽に、しかも低廉で快適に利用できることを目的として、昭和31年度から、地方公共団体が特別地方債により建設を進めている保健休養施設である。昭和45年度における融資額は、厚生年金保険積立金還元融資から4億円、国民年金特別融資から18億1,750万円、合計22億1,750万円で19か所の新設が決定している。

昭和45年度までに設置された宿舎数および収容定員数は第2-4-5表のとおりである。国民宿舎の利用者は毎年急速に増加し、昭和45年度においては、宿泊利用者372万人、休憩利用者304万人、合計676万人に達している。所得水準の向上と、人口や産業の都市集中、余暇時間の増加等に伴い、健全な休養施設としての国民宿舎に対する需要は、今後ともますます増大することが予測されるので、全国的な適正配置を考慮しながら積極的に増設をはかるとともに、既設宿舎についても施設の改善と、子供づれや老人等を対象とした付帯施設の整備をはかる必要がある。

第2-4-5表 自然公園別国民宿舎設置数、年度別融資額、利用者数

	総数	31~41年度	42	43	44	45
設置数(か所)	277	201	27	18	12	19
国立公園	86	73	5	3	3	2
国定公園	53	37	6	6	—	4
都道府県立自然公園	56	39	3	3	4	7
国民保養温泉地	30	28	—	1	—	1
その他	52	24	13	5	5	5
収容定員(人)	31,460	21,746	2,705	2,291	1,882	2,836
融資額(百万円)	14,286	7,498	1,810	1,547	1,214	2,217
厚生年金	4,213	2,534	355	504	420	400
国民年金	10,073	4,964	1,455	1,043	794	1,817
利用者数(千人)	37,768	14,579	4,979	5,138	6,316	6,756
宿泊者数	19,096	6,809	2,452	2,873	3,242	3,720
休憩者数	18,672	7,770	2,527	2,265	3,074	3,036

厚生省国立公園部調べ

### (4) 国民休暇村

国民休暇村は、国立公園および国定公園のすぐれた自然環境の中に、低廉で健全な宿泊施設を中心に、スキー場、野営場等各種の野外レクリエーション施設を集团的に整備し、家族利用を中心とした総合的休養施設である。昭和36年度から整備がはじめられ、昭和45年度までに20か所が一般の利用に供されている。園地、駐車場等の基盤的公共施設については国または地方公共団体が、宿泊施設、スキーリフト等の有料利用施設については財団法人国民休暇村協会が建設し運営している。これに対する昭和45年度の投資額は、6億5,400万円、そのうち公共施設分2億1,600万円、有料施設分4億3,800万円である。国民休暇村の利用者も逐年増加の一途にあり、昭和45年度においては、宿泊、休憩を合わせて約100万人、その他野外レクリエーション施設に対する利用者を含めると約450万人と推計される。これまでの投資状況および利用状況等については、第2-4-6表のとおりとなっている。

第2-4-6表 国民休暇村年度別設置数、投資額、収容定員、利用者数

第2-4-6表 国民休暇村年度別設置数, 投資額, 収容定員, 利用者数

	総数	36~41 年度	42	43	44	45
設置数(か所)	21	18	1	1	—	1
国立公園	17	14	1	1	—	1
国定公園	4	4	—	—	—	—
投資額(百万円)						
公共施設	1,772	866	243	208	219	216
国立公園	1,293	617	165	165	173	173
国定公園	479	269	78	43	46	43
有料施設	4,263	2,423	525	432	445	438
営業地区数(か所)	20	17	1	1	1	—
収容定員	4,507	—	3,801	4,002	4,487	4,507
利用者数(千人)	4,696	1,383	678	722	916	997
宿泊利用者数	2,730	760	398	450	529	593
休憩利用者数	1,966	623	280	272	387	404

厚生省国立公園部調べ

### 第2-4-4表 東海道自然歩道の整備区間

第2-4-4表 東海道自然歩道の整備区間  
(45年度)

	事業費	補助金	整備延長	
	千円	千円	km	
総数	480,000	240,000	312.0	補助率2分の1
東京	4,000	2,000	6.7	清滝～城山
神奈川	52,000	26,000	16.3	長者舎～大滝峠
山梨	70,000	35,000	38.3	切通峠～本栖
愛知	116,000	58,000	74.7	鳳来寺～足助
岐阜	60,000	30,000	52.3	谷汲～久瀬, 関ヶ原～養老
三重	60,000	40,000	56.0	宇賀溪～坂下
奈良	35,000	17,500	16.9	三重県境～鈴岳, 金屋～石上 大柳生～柳生
滋賀	60,000	30,000	47.6	安楽越～鈴鹿, 岩間寺～仰木 峠
大阪	3,000	1,500	3.2	勝尾寺～政の茶屋

厚生省国立公園部調べ

#### (5) 国民保養センター

国民保養センターは、地域住民の日帰り利用を目的とする保健休養施設で、国民宿舎と同様地方公共団体が特別地方債により、昭和42年度から整備がはじめられ、昭和45年度までに43か所の建設が決定し、このうち31か所が営業中で、約97万人が利用している。これに対する融資総額は約12億500万円で、厚生年金保険積立金還元融資から1億4,600万円、国民年金特別融資から10億5,970万円となつている。

#### (6) 国民休養地

国民休養地は,都道府県立自然公園等の自然環境が良好に保持され,かつ都市からの交通の便のよい休養適地を選んで,各種の野外レクリエーション施設を総合的に整備しようとするものである。

国民休養地の整備については,都道府県は,国民休養地計画を策定し,厚生大臣の承認を受けることとなっており,昭和45年度からこれの育成指導のための調査を行ない,46年3月,15か所の計画を承認した。

国民休養地の整備および管理の主体は,都道府県を原則としており,各種の施設整備のうち,国民宿舎,国民保養センター,プール,球戯場および運動場については厚生年金保険積立金還元融資または国民年金特別融資により整備ができることとなっている。

---

---

## 各論

### 第2編 健康な生活の条件はどのように整備されているか

#### 第4章 自然公園とレクリエーション

##### 第4節 レクリエーション

##### 2 野外レクリエーションの推進

自然公園をはじめとする自然環境における健全な野外レクリエーションを推進するため、厚生省は昭和25年度より「自然に親しむ運動」を主唱し、野外レクリエーションの普及をはかっている。

「自然に親しむ運動」は、毎年7月21日より8月20日までの1か月間、野外レクリエーションなどによつて、自然環境に親しみ、心身の健康を増進し、自然に対する科学的興味を養うなど、自然環境の適正な利用の普及をはかり、あわせて自然保護および国土美化の精神を高める趣旨から実施されてきたものである。

最近特に都市における生活環境の悪化により、ますます野外レクリエーションの必要性が増しており、今後さらにこの運動の強力な推進をはかるとともに自然環境の保護、野外レクリエーション施設の整備などが必要である。